

## 第IV部 平成30年度に講じようとする施策

### 第1章 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

#### 第1節 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

##### 1 我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

###### (1) 迎賓館

###### a) 赤坂迎賓館（東京都港区）

引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。

季節等に応じた特別企画やイベントとともに夜間公開を実施し、一般公開の更なる魅力向上を図る。また、旅行業者との意見交換等を通じ、ニーズの把握を図りつつ、効果的な一般公開の取組を進める。

迎賓館の魅力を分かりやすく紹介するため、フォトガイドブックの制作を行う。

参観料見直しに向けて、一般公開の魅力向上のための企画と合わせた試験的な取組を積み重ねた上で、検討を進める。

迎賓館前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ及び休憩機能、トイレ等を有する施設を整備するため、2018年度（平成30年度）から建設に着手する。

迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、引き続き、実施事例の積み重ねを行うほか、ユーザーに分かりやすい情報提供に努める。

###### b) 京都迎賓館（京都府京都市）

引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。

季節等に応じた特別企画やイベントとともに夜間公開を実施し、一般公開の更なる魅力向上を図る。また、旅行業者との意見交換等を通じ、ニーズの把握を図りつつ、効果的な一般公開の取組を進める。

迎賓館の魅力を分かりやすく紹介するため、スマートフォン用アプリの試験運用を行う。

参観料見直しに向けて、一般公開の魅力向上のための企画と合わせた試験的な取組を積み重ねた上で、検討を進める。

迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、引き続き、実施事例の積み重ねを行うほか、ユーザーに分かりやすい情報提供に努める。

###### (2) その他の公的施設

###### a) 総理大臣官邸（東京都千代田区）

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において毎月2日間（土曜日、日曜日）実施することとし、特に夏休み期間中の8月は、土曜日、日曜日を含む9日間実施する。

###### b) 皇居（東京都千代田区）

引き続き、土曜日の参観を実施し、事前予約のほか当日受付も実施する。1回当たりの参観定員は引き続き500人とする。また、運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリを周知・活用する。

外国人向けの英語ガイドによる参観を新たに実施する。

参観に関するウェブサイトの多言語化（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）を行う。

乾通りの一般公開について、春季、秋季のそれぞれで実施する。

**c) 皇居東御苑（東京都千代田区）**

引き続き、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施する。また、三の丸尚蔵館の増築、江戸城模型の設置を順次実施する。また、運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリを周知・活用する等、引き続きガイドダンス機能の強化、広報の充実等を行う。

三の丸尚蔵館収蔵品について、他の美術館・博物館と連携しつつ、公開の拡充を図る。

**d) 京都御所（京都府京都市）**

引き続き、通年で、参観者数制限のない一般公開を実施する。事前予約は不要とするとともに、希望者には、英語及び中国語のガイド案内を実施する。また、運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリを周知・活用する。

参観に関するウェブサイトの多言語化（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）を行う。

引き続き、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しながら、京都御所紫宸殿廻り回廊整備を行う。

**e) 仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）**

引き続き、通年で参観を実施し、当日受付も実施する。

参観に関するウェブサイトの多言語化（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）を行う。

桂離宮については、1日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充（6回から24回、210人から480人）するとともに、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施する。

**f) 御料牧場（栃木県塩谷郡高根沢町）**

これまでの見学会の実施を踏まえ、展示物の充実や地元（高根沢町）との協力を図りつつ、引き続き年4回の地元外からの見学会を実施する。

**g) 埼玉鴨場・新浜鴨場（埼玉県越谷市・千葉県市川市）**

これまでの見学会の実施を踏まえ、展示物の充実等、見学会の充実を図り、引き続き年12回程度の地元外からの見学会を実施する。また、申込要領について見直しを行い、見学者の利便性の向上を図る。

**h) 信任状捧呈に係る馬車列**

引き続き、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には1週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、広報時期を更に前倒しする（原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。）とともに、宮内庁及び日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトに加え広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化する。

**i) 造幣局本局（大阪府大阪市）**

貨幣工場の見学における当日受付・事前予約制の併用及び造幣博物館の休日開館（年末年始や展示品入替日等を除く。）を引き続き実施するとともに、スマートフォンアプリや携帯型タブレットを導入する等、多言語対応による受入環境の充実や、予約ウェブサイトにおける空き状況の表示方法の改善を図る。

**j) 首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）**

引き続き、個人見学会を平日（火曜日から金曜日）に加えて土曜日（月2回、1日当たり3回、各回の定員50人）にも実施する。また、民間活力を導入した施設見学会等の実施を通じた更なる見学機会の拡充と施設の観光資源化のため、首都圏外郭放水路利活用協議会において、土日祝の開放や見学会の実施回数及び定員等についてのデータ収集を目的とした社会実験を、民間事業者と連携して実施する。

#### k) 大本営地下壕跡（東京都新宿区）

大本営地下壕跡を市ヶ谷ツアーの見学経路に組み込むため、2018年度（平成30年度）は、地下壕跡の整備・改修のために必要な工事を行う。

#### l) 日本銀行（東京都中央区）

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年（平成28年）6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語・英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。2018年度（平成30年度）においても、これらの施策を継続し、その定着を図る。

### 2 更なる公的施設・インフラの公開・開放の検討

公的施設及びインフラにより多くの人が訪れ、地域の観光振興に貢献するよう、公開・開放の拡充を図る。そのため、来訪者目線でプロモーション、コンテンツ及び公開方法を改善し、来訪者の満足度を向上させることとし、これを実現するため、民間の活用、地域との連携、料金徴収による高質なサービス提供等の新たな手法を大胆に導入する。実施にあたっては、各省庁横断の推進体制を構築し、特にポテンシャルの高い施設・インフラを重点的にバックアップすることで、政府一丸となって推進する。

### 3 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

ダム、橋、港、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。2018年度（平成30年度）も土木施設を観光資源ととらえる機運を醸成するよう、ウェブサイトやパネル作成等により情報を発信し、地域が主体となった民間主催ツアーの増進に向けて、働きかけていく。また、全国の事例やノウハウを他施設に情報提供する等して横展開を図る。

また、歴史的・文化的価値を有し、岬の風景と調和して美しい風景を生み出している灯台について、地域の観光資源としての活用を図るため、参観事業の拡大、地方公共団体による一般公開事業や各地域での活用事例の全国展開等を行う。2018年（平成30年）は灯台150周年であり、地方公共団体等と連携して情報発信を行う。

### 4 公的施設の公開・開放についての情報発信

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトやスマホアプリ等により、関係府省庁とも連携し、引き続き、一般に公開・開放されている公的施設・インフラの情報を海外に向けて発信する。

## 第2節 文化財の観光資源としての開花

### 1 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や「文化経済戦略」を踏まえつつ、地域の文化財を一体とした面的整備等の取組を1,000事業程度実施し、文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備する。文化財保護制度を見直し、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組への支援を充実するほか、地域の実情に応じて、首長自らがまちづくり行政や観光振興と一体となって文化財に係る施策を展開できるようにする。

#### (1) 支援制度の見直し

##### a) 地域の文化財の一体的整備・支援

地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るため「歴史文化基本構想」の策定・改訂を支援し、策定した地方公共団体等が実施する情報発信等の取組について支援するほか、文化財保護制度の見直しを見据えつつ、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画の策定を先行的に支援する。また、日本遺産について、2020年（平成32年）までに100件程度認定するほか、地域のニーズにあった専門家の派遣の拡充による地域活性化の支援や、メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有等の取組を拡充することで、日本遺産による地域の活性化・

観光振興を更に促進する。さらに、文化財への更なる投資につなげる好循環の創出に向けて、当時の状況を再現し、観光客が体験・体感できる取組（Living History）に係る地方公共団体における先行的な取組事例を収集し、文化財保護担当者等に対して各種会議において周知を行う。

**b) 適切な修理周期による修理・整備**

国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図る。また、修理の機会をとらえた現場の公開や、解説板の多言語化等の解説設備の充実等を促進するとともに、修理による文化財の魅力向上等の成果を文化庁ウェブサイト等を用い広く情報発信する。

**c) 観光資源としての価値を高める美装化等への支援**

国宝、重要文化財及び登録有形文化財の美装化を重点的に図る事業を実施し、ユニークベニュー等の観光利用としての活用促進を図る。また、バリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。

**d) 修理現場の公開（修理観光）や修理の機会をとらえた解説整備への支援**

【再掲】第IV部第1章第2節1（1）b

**(2) 観光コンテンツとしての質向上**

**a) 分かりやすい解説の充実、解説の多言語化**

美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスターの創出に向けて、訪日外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信等を支援するほか、美術館・歴史博物館における多言語対応を進める。

また、訪日外国人旅行者が観光資源としても極めて有効な文化財の魅力を感じ、楽しめるような環境を、今後2020年（平成32年）までに文化財中核観光拠点200箇所を中心に整備するため、ネイティブの専門人材を活用し、先進的・高次元な多言語解説を整備する。

**b) 文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への観光活用の促進**

【再掲】第IV部第1章第2節1（1）c

**c) 学芸員や文化財保護担当者等に対する講座の新設及び質の高いヘリテージ・マネージャー等の養成・配置**

文化財を適切に保存・活用できるとともにその観光資源としての魅力や日本文化の魅力を巧みに発信できる人材を育成するため、全国の地方公共団体の文化財担当者等を対象とした研修講座を観光振興の観点から充実させる。また、「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」においても、観光振興に関する学芸員等の研修プログラムを引き続き実施する。

**d) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築**

試行的に取り組んできた「文化情報プラットフォーム」構想を更に進展させ、関係省庁や地方公共団体等との連携を強化することにより文化プログラム等の情報を総合的に収集・発信するとともに、民間事業者等にも使いやすいような情報提供の仕組みづくりを推進し、日本文化の国内外への発信を一層強化する。

また、我が国の文化財の情報を広く国内外に向けて発信するポータルサイト「文化遺産オンライン」に掲載されている文化財情報について、デジタル化・二次利用に向けた条件整備、多言語対応等を図り、2020年度（平成32年度）までに国宝・重要文化財のデジタルアーカイブ・多言語化を実施する。

**e) 美術館や博物館の観覧者の満足度向上**

美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるとともに観光拠点化を推進するため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを

踏まえた開館時間の延長を更に充実（国立美術館・博物館は一部を除き、毎週金曜日及び土曜日は 20 時まで開館するとともに、東京国立博物館は毎週金曜日及び土曜日は 21 時まで、国立西洋美術館はゴールデンウィーク、7 月～9 月の毎週金曜日及び土曜日、毎月のプレミアムフライデー（月末の金曜日）は 21 時まで開館）する。

また、独立行政法人国立文化財機構に文化財活用センター（仮称）を開設（2018 年（平成 30 年）7 月頃）する。同センターにおいては、全国の地方公共団体、博物館・美術館、文化財所有者・管理者等からの相談に一元的に対応するとともに、地方や海外への多様な要望に応えた国宝・重要文化財の活用促進や、国立博物館所蔵の国宝・重要文化財等の収蔵品のデジタルアーカイブ化の促進、文化財の高精細レプリカや VR 等を活用したビジネスモデル創出等を行う。

#### f) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

日本が誇る VR 等の先端技術を駆使し、訪日外国人旅行者に日本文化の魅力を発信すべく、「文化財の観光活用に向けた VR 等の制作・運用ガイドライン」を踏まえたコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。

独立行政法人日本芸術文化振興会において、外国人のための歌舞伎や能等の鑑賞教室を開催し、外国人向けの体験プログラムや多言語ガイドの実施、字幕等の整備を通じ、訪日外国人旅行者等が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会を充実させる。

## 2 文化庁の京都への移転

文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用等、文化行政上の新たな政策ニーズ等へ対応するため、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化や、文化に関する施策を総合的に推進するための体制整備等文化行政を強化しつつ、遅くとも 2021 年度（平成 33 年度）中の京都移転を目指す。

### (1) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援や、観光拠点形成モデルとして決定した 4 地域（弘前市、高山市、篠山市及び長崎市）等の文化財を中核とする観光拠点の整備を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化する。

### (2) 我が国の文化の国際発信力の向上

地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2018 年度（平成 30 年度）は、引き続き、大学との共同研究事業等を更に掘り下げ、関係者への展開を図る。

日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた我が国を代表する国際文化芸術発信拠点の形成を支援する。また、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作等に対し支援することで、我が国の芸術活動の活性化や芸術水準の向上を図るとともに、日本文化の魅力を国内外に発信する。

## 3 世界文化遺産の観光への活用

「世界文化遺産活性化事業」により、引き続き、ウェブサイトやパンフレットの多言語化による情報発信、ガイド機能の強化等に資する取組を積極的に支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化・誘客を図る。

## 4 観光地域魅力創造の推進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方との協働による概ね地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行い、DMO が中心となっていく地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る、文化財を活用した取組を支援する。

## 5 文化芸術資源を活用した地域活性化

地域の劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を構築し、文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進するとともに、大学等において文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

## 第3節 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

### 1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

#### (1) 国立公園の受入環境の整備及び情報発信の強化

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、ICT を活用し、訪日外国人旅行者向けのモデルコース等の国立公園での滞在やアクティビティに係る情報発信を充実させるとともに、障害者に対する施設情報の提供等により受入環境を整備する。

また、地方環境事務所から「自然公園法（昭和32年法律第161号）」の許認可権限の一部を移す国立公園管理事務所について、2017年（平成29年）に設置した5箇所に加え更に4箇所設置することで手順の迅速化を図るとともに、管理事務所ごとに、国立公園の利用の促進やプロモーションを行う民間事業者出身の担当者を新たに採用する等、体制を強化する。

#### (2) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するための広報を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、ガイド等の人材育成、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

#### (3) 統一性のある情報提供等の推進・誘導案内等の多言語化の推進

「国立公園満喫プロジェクト」で、先行的に実施する8つの国立公園の取組を全国の国立公園に水平展開し、デザイン等の統一性を図った標識による誘導案内や自然災害等に係る情報提供の多言語化を進めつつ、ユニバーサルデザインに対応したトイレ等の整備や公園施設の長寿命化対策の強化を図り、安定したサービスを提供する。また、ICT等の先進的技術を取り入れ、調査設計、点検等における生産性の向上を図ることで、観光資源の保全と受入環境の整備を効率的に進める。そのほか、交付金により地方公共団体を支援するとともに、民間事業者に対しても統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を促すため、各国立公園の管理運営計画、自然公園等施設技術指針等の活用を図る。

また、国立公園における、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの国立公園の重点地区の中で、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用し、魅力的な多言語解説、情報発信の環境整備等を進める。

### 2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園ごとに国立公園を中心とした広域観光も視野に入れたマスタープランとして策定された「ステップアッププログラム2020」に基づき、公募等により民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、国立公園に訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の取組を実施する。また2020年（平成32年）までに1,000万人の目標に向け、選定した8公園で得られた知見の他の公園への水平展開を継続するとともに、2017年度（平成29年度）に開発した消費額などの「質」に着目した指標を活用し、「国立公園満喫プロジェクト」の中間評価を行う。中間評価の結果を踏まえ、2020年（平成32年）までのプロジェクト全体のアクションプランを策定するとともに、「ステップアッププログラム2020」の改訂を行う。

### **(1) 自然満喫メニューの充実・支援**

「ステップアッププログラム 2020」に基づき、自然や温泉を生かしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターや休憩所等の公共施設への民間ツアーデスクやカフェの設置、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。

### **(2) 上質感のある滞在環境の創出**

「ステップアッププログラム 2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、エリア内の景観デザインの統一等の景観改善、電線の地中化等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、質の高いホテルの誘致について、民間事業者が国立公園内で投資をしやすいするため、国立公園事業制度の改善を視野に入れた検討を行う。

### **(3) 海外への情報発信強化**

関係省庁等との連携の下、環境省及び日本政府観光局（JNTO）が所有する映像・画像を共有し互いのプロモーションに効果的に活用する。また、JNTO のウェブサイトにおける国立公園のコンテンツを拡充する等、国立公園の魅力在海外へ戦略的に発信する。

### **(4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組**

選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、2018年（平成30年）夏頃実施するプロジェクト全体の中間評価の結果を踏まえ、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組の更なる強化を図るとともに、8公園の個々の事例やノウハウを他の公園に情報提供する等して水平展開する。特に、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組ができるよう、広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業等の国立公園内外にわたる取組との連携を強化する。

## **3 観光地域魅力創造の推進**

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方との協働による概ね地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行い、DMOが中心となって行う地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る、国立公園を活用した取組を支援する。

## **第4節 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上**

### **1 景観計画の策定促進及び無電柱化の推進**

#### **(1) 景観計画の策定促進**

主要な観光地において景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。

#### **(2) 景観形成を促進するモデル地区の選定**

「景観まちづくり刷新支援事業」等を活用し、景観まちづくり刷新モデル地区へ重点支援することで、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

#### **(3) 無電柱化の推進**

観光地における良好な景観の形成や観光振興のため、無電柱化推進計画に基づき、交付金等による財政的支援、低コスト手法普及に向けたモデル施工や技術マニュアルの整備等により「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」（歴史まちづくり法）の重点区域等で無電柱化を推進する。

### **2 国営公園の魅力的な景観等の活用**

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや発券機の多言語化

等の環境整備、周辺観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。

### 3 美しい自然・景観等の観光への活用

#### (1) 森林景観の活用

国有林野の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等の観光資源としてのポテンシャルを有するモデル箇所において、多言語による情報発信、施設整備等の環境整備を行うとともに、既存施設等のレベルアップにより、利用者の利便性の向上を図ることで、観光資源としての活用を推進する。

#### (2) 日本風景街道の取組等の推進

「日本風景街道」の取組の推進等を通じ、地域と道路管理者等が連携した多様な活動や道路景観を美しくする取組を進めるとともに、道路空間の有効活用により、景観の美しい、快適なドライブ環境を創出する。

#### (3) 超小型モビリティの活用

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、超小型モビリティの導入を促進するとともに、有識者・関係省庁等が連携して、普及に向けた課題と具体的な取組等について検証・検討し、とりまとめを行う。

#### (4) 離島・半島地域の観光振興

離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では離島地域にある資源を活用し、未来を担う子ども・若者や訪日外国人旅行者等が離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進する。そのため、ウェブサイト、SNS 等を活用して離島の情報を発信するなどの観光客を離島に呼び込む地方公共団体等の取組を促す。

#### (5) 沖縄観光の強化

沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランである「沖縄観光ステップアップ戦略2017」に基づき、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進するとともに、新たな体験型観光の開発や回遊性向上に向けて、沖縄本島南部と北部間を高速船で運航する実証実験を実施する。また、沖縄の美しい自然や文化を生かし、訪日外国人旅行者受入体制強化や独自の観光メニュー提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

#### (6) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を見据えて、歴史的・文化的つながりが強い沖縄県との連携を強化し、交流を活性化するため、交通アクセスの改善を図る。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の受入環境の調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

#### (7) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ、川床の設置等、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空間の形成を推進する。

#### (8) 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」による雇用の創出・拡大

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上並びにその提供を担う人材の確保育成等を図る取組を



「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により支援する。

#### 4 明治記念大磯邸園（仮称）の整備の推進

「明治 150 年」関連施策の一環として、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園（仮称）の整備を推進する。旧伊藤博文邸を中心とする建物群及び緑地の保存・活用を図り、2018 年（平成 30 年）10 月を目処に一部の区域の公開を目指す。

### 第 5 節 滞在型農山漁村の確立・形成

#### 1 美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうための取組

##### （1）「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として約 20 地域選定し、全国に発信することで、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。

##### （2）「農泊」の推進

農山漁村において、持続的なビジネスとして「農泊」に取り組む地域を 2020 年（平成 32 年）までに 500 地域創出することに向け、引き続き農泊に取り組む意欲のある地域を対象に、現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラムの開発や古民家の改修等、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組に対して支援を実施する。また、国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチング支援等の取組を行う。

##### （3）「SAVOR JAPAN」の認定

農泊（農山漁村滞在型旅行）に取り組む地域のうち、地域の食とそれを支える農林水産業を核とした訪日外国人旅行者の来訪を促す取組として特に優れたものを農林水産大臣が認定し、「SAVOR JAPAN」という英語の統一ブランド名により、海外旅行博覧会への出展等の海外プロモーションを実施する。

#### 2 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

国・地域別に、動植物検疫上、持ち出しが可能となっている品目の周知を行うため、検疫条件が変更される等情報更新の都度、リーフレット等を作成するとともに、輸出検疫カウンター等で配布する。

全国 6 空港 7 箇所（新千歳空港、成田空港（第 1 ビル及び第 2 ビル）、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港）の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターにおいて、円滑な輸出検査を行う。

要請に応じて産地等に専門家を派遣し、個別に設けられている植物検疫条件等の技術的課題の解決を図るとともに、「検疫受検円滑化モデル」を活用してお土産として農産物を持ち出そうとする訪日外国人旅行者の利便性を図ることにより、農産物の持ち出しを推進する。

#### 3 インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

訪日外国人旅行者が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人旅行者に対する観光庁等による各種調査結果の情報を集約し、輸出に取り組む事業者等による海外でのプロモーション、商談会等に活用する。

#### 4 農業遺産の観光への活用

世界農業遺産新規認定記念式典や各種イベントの開催等により、世界農業遺産及び日本農業遺産の認定の拡大に向けた取組を行うとともに、農業遺産の更なる認知度向上を図るため、情報発信を積極的に行う。

## 5 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、捕獲から搬送、処理加工、販売がしっかりとつながったジビエ利用モデル地区の整備や、ジビエの需要開拓等に取り組むとともに、ジビエを取り入れた食の魅力や地域観光資源としての活用に向けた普及啓発を行う。

また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成が進むよう官民連携して取り組む。

## 第6節 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に2020年（平成32年）までに全国200地域で展開するために、以下の取組を実施する。

### 1 人材

#### (1) ワンストップ窓口における取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム（連携推進チーム）による地域からの相談や要望にワンパッケージで対応するワンストップ窓口において、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援（ビークル（中間事業者）の起業支援等）を展開中であり、今後も引き続き地域からの相談や要望に対応し、地域ごとの熟度に応じたオーダーメイドの支援を実施し、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー、磨き上げを行う。

また、連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集の充実、歴史的資源の再生・活用事例集の充実等を行い、広く本取組の情報共有を行う。

#### (2) 歴史的資源を活用した観光まちづくりの人材育成

料理人、設計・施工技能者、発地・着地オペレーター等の人材育成や、専門人材・企業リストの作成を関係業界・企業等と連携して引き続き進める。また、担い手発掘会議の開催、研修プログラムの策定・試行、専門家の派遣による歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手を育成する取組を行う。加えて、都市部から地方部への人材流動を目的として、料理人等の地方部への移住等に際しての条件や環境整備に係る調査を踏まえ、料理人と農泊地域とのマッチング支援等の取組を行う。

### 2 地方公共団体・情報発信

#### (1) 地方公共団体等への情報発信

各都道府県の市長会等の会議を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの重要性・有用性についての市町村長へのダイレクトの働きかけを推進する。また、全ての地方公共団体に周知徹底を図るとともに、ブロック会議等の機会を通じて、地域金融機関、商工会議所、商工会等、関係機関への周知等も行う。

#### (2) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地方公共団体等）・DMOに対して、引き続き、個別にヒアリングを実施するとともに、障害の把握やその解決策の検討を行うなど、地域の取組意欲の維持・向上につなげるために、意欲のある地方公共団体・DMOを継続的に支援する。

#### (3) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区とDMOに対し、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室のウェブサイトを活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の共有を随時図るとともに、リーフレット等を活用し、ウェブサイトの認知拡大を図る。

#### **(4) 海外への情報発信**

日本政府観光局（JNTO）と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の連携協定等に基づき、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域に関する情報を、JNTO のウェブサイト、SNS 等により海外へ強力に発信し、地方誘客を図る。

### **3 金融・公的支援**

#### **(1) REVIC の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の活用**

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を活用し、古民家再生等による観光まちづくり事案への支援を実施してきているところ、引き続きこうした取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。

#### **(2) 地域金融機関による融資等の促進**

地域金融機関が、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

#### **(3) クラウドファンディングによる資金調達の促進**

歴史的資源を活用した観光まちづくり事業立ち上げ期における、クラウドファンディング等の資金調達容易化に向けた検討を開始する。

#### **(4) 小規模不動産特定共同事業の普及・啓発**

クラウドファンディング等を活用した古民家等の再生を促進するため、2017 年（平成 29 年）12 月に施行された「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 46 号）」にて創設された小規模不動産特定共同事業等の更なる活用を図り、不動産クラウドファンディングに係るガイドラインの策定等の個人投資家等が投資しやすい環境の整備、地域プラットフォームの開催、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用したモデル事業形成支援等を実施する。

#### **(5) ふるさと納税の活用の促進**

支援プロジェクトを特定したふるさと納税の仕組みである「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」、「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進する先行事例・具体的手法について、地域おこし協力隊員等向けの研修会や地方公共団体担当者向けの研修会等を活用して周知し、活用の促進を図る。

#### **(6) 地域密着型企業の起業支援**

「地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）」において、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に関連する事業等であって、新規性・モデル性の極めて高い事業を重点支援し、産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する。

#### **(7) 重要伝統的建造物群保存地区の建造物の宿泊施設等への活用**

重要伝統的建造物群保存地区について、これまでの修理・修景、耐震対策、防災対策等に対する支援事業に、新たに公開活用整備を対象に加えることによって、地元の幅広いニーズへ対応するとともに、宿泊施設、交流施設等の一体的整備についても優先的に採択し、観光まちづくりの一層の促進に努める。

#### **(8) 農泊実施民間組織等への支援**

【再掲】第IV部第1章第5節1（2）

#### **(9) 制度及び支援方策の改善・充実**

連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を整理・分析し、金融・公的支援に係る現行の制度及び支援方策の改善・充実を進める。

#### **(10) 投資ノウハウ・人材支援を安定的・継続的に提供するための体制整備**

官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を 2018 年度（平成 30 年度）以降も安定的・継続的に提供し、宿泊施設等への支援による観光地の面的再生・活性化を推進する。

### **4 規制・制度改革**

#### **(1) 建築基準法**

「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」（2018 年（平成 30 年）3 月 16 日策定）について、シンポジウムや説明会の開催、専門家による相談窓口の設置を通じた普及促進を図ることで、歴史的建築物を「建築基準法」の適用除外にするための条例の制定を促し、歴史的建築物の活用を図る。

また、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化等を行うため、「建築基準法の一部を改正する法律案」を第 196 回通常国会へ提出しており、古民家等で小規模な建築物を商業施設等に用途変更する際に大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進する措置を講ずることとしている。

#### **(2) 都市計画法**

地域の実情に応じ、用途変更の弾力化が図れるよう、2016 年（平成 28 年）12 月 27 日に開発許可権者（地方公共団体）に対し、技術的助言を発出したことから継続的に周知する。

#### **(3) 消防法**

建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知する。

#### **(4) 旅館業法**

2018 年（平成 30 年）6 月に施行される「旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）」等に基づき、都道府県等が規制の見直しの趣旨を踏まえて、適切に条例改正等の措置を講ずるよう、要請するとともに、見直し後の状況や関係者の意見等を踏まえ、旅館業規制の一層の適正化に努める。

#### **(5) 規制及び制度の改善**

「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」、「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）」等について、連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析し、適時適切に規制・制度の改善を進める。

### **第 7 節 新たな観光資源の開拓**

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない、以下の新たな観光資源の開拓の取組を促進する。

#### **1 「楽しい国 日本」の実現に向けたコンテンツの育成**

地域での体験滞在の満足度向上のため、『「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議』の提言等を踏まえ、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源を掘り起こし、磨き上げることで、訪日観光における新たな観光コンテンツとして整備するとともに、VR 等の最新技術を駆使した最先端観光を育成する。

## (1) 地域の観光資源を活用した体験型コンテンツの定番化

### a) 地域固有の自然の更なる観光活用

地域固有の自然資源を活用した訪日外国人旅行者向けの体験型コンテンツの提供を充実させるため、国内外の優良事例を踏まえた実態把握調査の実施や課題の抽出、自然体験型観光コンテンツの造成手法に関するモデル事業の実施、外国語対応可能なアウトドアガイドの育成・活用の推進等の取組を進める。

### b) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供

我が国の生活・文化に触れる体験機会の円滑な提供に向け、地域固有の魅力を伝える外国語ガイドの育成・活用、訪日外国人旅行者にも分かりやすい多言語解説及び情報発信の整備、並びに生活・文化体験型アクティビティに係る実態把握に向けた取組を進める。

### c) お祭りの訪日外国人への開放

訪日外国人旅行者の受入を希望する祭りについて、外国人受入環境を整備し、我が国ならではの体験型コンテンツとして磨き上げるため、国内外の祭りに関する訪日外国人旅行者受入成功事例の調査を実施するとともに、訪日外国人旅行者受入のモデルケースとなるような祭りの選定を行う。

### d) 温泉の観光資源としての更なる活用

「新・湯治推進プラン」に関する取組等、関係省庁、地方公共団体、団体等と連携しながら、温泉地とその周辺に関する情報、療養効能等について分かりやすく発信するとともに、温泉と地域の自然・食等を組み合わせた体験型コンテンツの充実に向けた取組を進める。

## (2) 新たな体験型コンテンツを観光資源として掘り起こす取組

### a) ナイトタイムの有効活用

訪日外国人旅行者の消費拡大を目的に、夜間における我が国ならではの魅力ある体験型コンテンツの拡充、国内外への情報発信とともに安心安全な環境づくりのため、各種調査やモデル事業の実施を通じて、課題や方策について官民で検討を行う。

### b) モーニングタイムの有効活用

公的施設の早朝開放に関する実態やニーズ調査概要や優良事例を共有して早朝開放を促すなど、魅力的な施設の早朝開放や朝型コンテンツの掘り起こし等により朝観光を促進し、潜在的な需要開拓による滞在日数の増加及び消費額向上、需要分散による混雑解消等を図る。

### c) 付加価値の高い美容サービスの提供

我が国の美容サービスは新たな体験型コンテンツとして潜在性を十分に有している一方、外国の美容レベルも向上していることから、付加価値をつけて差別化を図るとともに、訪日外国人旅行者が美容サービスを体験しやすい環境づくりに向け、マーケティング、優良事例調査等の取組を進める。

### d) 観戦型スポーツの訪日外国人への開放

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、観戦型スポーツによる訪日外国人旅行者の誘客を推進するため、最新技術を活用した新たな観戦体験の提供に関するモデル事業の実施やスタジアムを有効活用する仕組みづくりに向けた取組を推進する。

### e) ビーチの観光資源としての見直し

観光資源として十分に活用されていないビーチについて、事例収集、ニーズ調査等を行い、通年利用やアクティビティの充実を促進する方策を協議する場を設置し、訪日外国人旅行者にも魅力的な観光資源としてのビーチづくりに向けた取組を進める。

### (3) 体験型観光の充実を支える取組

#### a) チケット購入の容易化

体験型観光の充実に向け、訪日外国人旅行者のチケット購入環境を整備し、ホール、劇場、美術館、博物館等へのアクセスを改善するため、チケット販売機能を有する観光案内所の先進事例について、観光案内所等を対象とした講演、セミナー等で紹介する。また、2020年(平成32年)までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のキャッシュレス決済対応」及び「100%のクレジットカード決済端末のIC対応」を実現するため、キャッシュレス決済及びIC対応端末導入の支援措置とともに、2018年度(平成30年度)においては、未対応の施設等に対するキャッシュレス決済の普及活動を実施する。

#### b) 公共空間の柔軟な活用

公共空間や遊休地を多数参加可能な文化芸術演出の場として有効活用するため、プロジェクションマッピング等の屋外広告物によるまちの活性化事例等の周知や、文化イベントの実施に関する相談窓口を通じた支援等、これまでの公共空間概念にとらわれない柔軟な活用方を可能とする仕組みを整備する。

#### c) エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大

日本滞在中に気軽にエンターテインメントコンテンツが鑑賞できるよう、チケット購入環境の整備に向けて、チケット販売機能を有する観光案内所の先進事例の共有、情報発信・多言語対応等の一体的な取組を充実させ、また一定の仮設建築物について1年を超えた存続を可能とする仕組みを整備する。

#### d) VR・AR等の最新技術の活用

VR、AR等の最新技術を観光資源等の付加価値を高める手段として活用し、訪日観光の旅前から旅中、旅後に至る各フェーズにおける満足度を高めるとともに、ビジネスモデルの確立に向け、マーケティングや最新技術を活用した新たな観戦体験の提供に関するモデル事業等の取組を進める。

## 2 地域観光資源の多言語解説整備の支援

訪日外国人旅行者の観光地における満足度を向上させ、滞在日数や消費額の増加につなげるため、多言語による分かりやすく魅力的な解説文作成の専門人材のリスト化及び地域への派遣、並びにノウハウの提供を行う推進委員会を設立し、地域が行う多言語解説整備を支援する。

## 3 外国人に対するイベント情報の提供と参加の円滑化

観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界等が連携し、旅行商品造成に向けた素材研究等を行い、情報発信することで、旅行会社によるスポーツ、日本遺産、国立公園等における魅力的な旅行商品の造成を促進する。

## 4 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

【再掲】第IV部第1章第2節1(2)e

【再掲】第IV部第1章第2節1(2)f

## 5 日本エンターテインメントの発信拠点の整備

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、2019年(平成31年)2月を目処に、大阪城公園内に日本の伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く発信する劇場を整備し、運用する事業に対して支援を行う。

## 第8節 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

### 1 地方における消費税免税店数の増加

地方における消費税免税店数を2018年(平成30年)に2万店規模へ増加させる目標の達成に

向けて、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。また、2018年（平成30年）7月より一定の条件（特殊包装等）の下、一般物品と消耗品の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とするとともに、2020年（平成32年）4月より施行される免税販売手続の電子化の円滑な実施に向けて、事業者への周知徹底や必要となるシステム開発等を推進する。

## 2 商店街等に対する支援

商店街における訪日外国人旅行者向けの宿泊施設の整備、キャッシュレス端末の導入、多言語対応、地域資源を活用した商品等を販売するアンテナショップの設置、免税手続カウンターの設置、中心市街地における波及効果の高い商業施設等整備（特産品販売所、飲食店、宿泊施設等の拠点整備）等、地域経済において重要な役割を果たす商店街及び中心市街地における訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る取組に対して支援を行う。

## 3 ふるさと名物応援事業の推進

市区町村が旗振り役となり、地域の関係者と連携しながら、ふるさと名物を応援することを宣言するふるさと名物応援宣言を促進することで、積極的な情報発信によるふるさと名物の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた地域ブランドの育成・強化を図り、地域活性化につなげる。また、訪日外国人旅行者の地方への誘客を拡大するため、「ふるさと名物応援事業」を通じて、各地の魅力ある地域資源を活用した商品及びサービスの開発や販路開拓等を支援する。

## 4 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

民間企業が自立化して実施している優れた地方産品を約500品目選定する「The Wonder 500」事業の実施に協力する。同事業事務局が実施する事業を通じて、日本の地域資源の海外への発信や訪日外国人旅行者の誘致につなげる。

また、日本貿易振興機構（JETRO）は、地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、日本政府観光局（JNTO）のメディア及び旅行会社招へい事業と連携し、海外から招へいたメディア・旅行会社に対して地域産品及び観光資源をアピールして観光誘致につなげる。さらに、国内外事務所のネットワークを活用し、地域産品の海外展開支援及び海外への情報発信を行う。

## 5 伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

伝統的工芸品の産地に訪日外国人旅行者等呼び込み、製造現場等の見学・製作体験を通じて魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の興味関心や購買意欲をかき立てる。また、伝統的工芸品や地場産品の産地への海外有識者の招へい、及び広報強化を通じ、外国人目線での魅力発信、産地のブランディング等を行い、インバウンド対策を通じた海外展開への取組を進める。

## 6 地域の消費に係る統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況や消費の動向を把握し施策に反映するべく、2018年（平成30年）1月より拡充した訪日外国人消費動向調査等のデータを活用した加工統計について、推計方法を確立し、地域（都道府県）レベルの入込客数及び旅行消費額を公表する。

## 7 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けられることができる保税売店について、これまで羽田空港、成田空港及び福岡空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が開業するなど、市中展開が進んでいる。今後も、保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの更なる利便性の向上を図る。

## 8 ICTを活用したスマートシティの推進

データ利活用型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報、購買情報等のデータの収集及び分析とその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、2018年度（平成30年度）においては新規事例の構築に加え、先進事例の水平展開

を推進する。

## 9 消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進

観光地の目指すべきビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランについて、2017年度（平成29年度）の成果を活用しつつ、より実現可能性の高いものを、モデル地域として選定の上作成する。また、各モデル地域の事例から、各類型の観光地が、稼げる国際的観光地としての整備発展に必要な方策、解決すべき課題や対策を帰納的に導き出し、マスタープランの策定手法及び導出した解決すべき課題や対策について他の観光地に水平展開し、高度化につなげる。

## 第9節 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方との協働による概ね地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行い、DMOが中心となって行う地域の関係者が連携して、観光客の来訪及び滞在促進を図る取組を支援する。

### 1 広域観光周遊ルートに対する専門家チーム（パラシュートチーム）の派遣

訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、これまでの専門家派遣の実績を基に、各地域の魅力や課題の発掘、さらには課題の解決に向けた計画の策定等について、訪日外国人旅行者等の目線から適切な助言を行える専門家を派遣し、訪日外国人旅行者の地方誘客を促進させる。

### 2 テーマ別観光ルートの推進

旅行者の需要・関心の多様化を踏まえ、街道、社寺、酒蔵、エコロジー等の特定の観光資源を活用して誘客に取り組む地域をネットワーク化し、その観光資源に関するマーケティング調査、モニターツアー等による資源の磨き上げや、各地のノウハウのネットワーク間での共有、情報発信力強化等を行い、地方誘客の促進を目指す。

### 3 国、地方、民間等が連携した新たな協議会の設置

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある地域を創造するため、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、エリアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実験及び実装を国、地方、民間等が連携した協議会を活用して、推進・支援する。

### 4 都市周遊ミニルートの選定

【再掲】第IV部第1章第4節1（2）

### 5 観光地における渋滞対策の強化

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通事業者と連携し、既存の道路・駐車場等のストックの有効活用、クーポンの発行等による交通分散等、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を強化する。

### 6 広域産業観光事業の実施

日本貿易振興機構（JETRO）において、アニメ、スポーツ等のテーマを軸に、地域産業も観光資源としてとらえ、インフルエンサー等が体験及び見学を通じてその魅力に触れ発信する事業を実施することで、広域周遊観光を促進する。実施に当たり、日本政府観光局（JNTO）、地方公共団体、業界団体等とも連携し、欧米豪等の海外から影響力のあるインフルエンサー、メディア、業界関係者等の招へい等を通じて、産業と観光のプロモーションを実施する。

### 7 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の設置・運営

「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用により観光ビジョン掲載施策の取組の具体化を推進し、地域における観光行政のワンストップ窓口として、各地域の取組や課題に関する情報



共有、施策の調整及び省庁横断的な取組による迅速な課題解決を図るとともに、各ブロックにおける取組の水平展開により、取組水準の引上げを図る。

## 8 ガーデンツーリズムの推進

国内外の取組事例の調査等により、庭園、公園、植物園等を周遊する「ガーデンツーリズム」を推進する。

## 第10節 「観光立国ショーケース」の形成の推進

2017年度（平成29年度）に実施した、3都市（釧路市・金沢市・長崎市）と民間企業等との事業相談会で民間投資の促進に必要とされた支援を含め、関係省庁が連携を取りつつ、優先的に支援を行うとともに、民間投資促進のための各市と民間事業者とのマッチングの取組を継続・進展させ、各市における取組の加速化につなげる。また、同3都市における取組について、ウェブサイト等を活用し、全国における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう広く発信する。

## 第11節 東北の観光復興

### 1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県の外国人宿泊者数を2020年（平成32年）に150万人泊（2015年（平成27年）の3倍）とするため、各地方公共団体が連携して実施する海外の旅行会社、メディア関係者等の招請、観光資源の磨き上げ、受入環境整備等について、PDCAサイクルを明確化し、より効果的に取り組むとともに、広域周遊観光の促進、交通フリーパスの改善、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。

### 2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北観光の拠点となる宮城県と仙台市及び周辺の計6市3町による復興観光拠点都市圏において、旅行商品の造成、域内観光資源の発掘と磨き上げや訪日外国人旅行者の受入環境の整備等に対して重点的に支援する。

### 3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象に、海外の著名人が東北で観光している映像を活用した情報発信や、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信するなど、観光地としての知名度向上及び東北の観光魅力を発信するためのプロモーションを日本政府観光局（JNTO）において戦略的に実施する。

### 4 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

「東北6県見るもの・食べもの・買いもの・100選」を観光庁及び日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトにおいて国内外に向け情報発信する。

### 5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

東北地方への長期滞在促進に向けて各県が連携して実施する樹氷等の雪を生かしたコンテンツ及び食文化・伝統工芸体験等の滞在プログラムの造成等、東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組、コンテンツを活用した旅行商品の造成の取組等について、「東北観光復興対策交付金」により支援する。

### 6 ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手、観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げる。また、被災3県を対象とした「復興『ありがとう』ホストタウン」を推進することで、復

興した姿を世界に発信する。さらに、先進的な取組事例を収集し他のホストタウン、関係者等へ情報提供を行うことで、ホストタウンの意義を地域住民まで広げる。

## 7 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA 等に対するファムトリップの実施により東北への教育旅行の再興を促進する。また、学校等に対して教育旅行誘致の働きかけを実施するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかけるなど、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

さらに、「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う、海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施及び磨き上げを図る取組や、教育旅行誘致に向けた情報発信等を支援する。

## 8 仙台空港のLCC拠点化の促進

日本政府観光局（JNTO）において、東北の空港への国際旅客定期便及びチャーター便の新規就航及び増便に合わせて、航空会社等と連携した共同広告等のプロモーションを強化する。

## 9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の2018年度（平成30年度）中の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、トレイルマップの作成、ウェブサイトやSNS、各種イベント等での情報発信、管理運営体制の構築等を行う。また、三陸復興国立公園において公園施設の整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する「里山・里海フィールドミュージアム事業」を実施する。

## 10 新たな復興ビジネスモデルの支援

「観光先進地・東北」を目指し、復興五輪とも位置づけられる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取組、東北のコアなファンの獲得に向けた取組等に重点を置いて、東北への訪日外国人旅行者の交流人口の拡大につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げに、官民連携して取り組む。

# 第2章 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

## 第1節 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

### 1 通訳案内士

2018年（平成30年）1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）」により、新たに導入される定期的な受講を義務づける研修や試験内容を見直した全国通訳案内士試験が適切に運用されるための措置を講ずるとともに、通訳案内士制度の認知度向上及び無資格者を含めたガイドの数の拡大及び質の向上に努める。また、地域通訳案内士の育成及び活用を促し、地域固有の観光資源の魅力発信を図る。

### 2 ランドオペレーター

2018年（平成30年）1月に施行された第193回通常国会で成立した「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）」において、旅行サービス手配業の登録制度の創設等の措置が講じられたことを踏まえ、制度の周知、旅行サービス手配業者への指導・監督等、制度の適切な運用のための措置を講ずる。

### 3 宿泊業

#### （1）生産性向上

訪日外国人旅行者の増加やFIT（個人旅行）化等の経営環境の変化に対応し、顧客のニーズを的確にとらえた宿泊産業への変革を図るとともに、2017年度（平成29年度）に「観光産業革新検

討会」においてとりまとめた最終報告書を踏まえ、宿泊施設の生産性向上を支援するために経営診断やワークショップを実施し、マルチタスク化や ICT の活用による業務効率化に加えて、付加価値の向上についても推進する。また、地域の宿泊施設の連携による共同購買や泊食分離等の推進に取り組むことにより、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させるためのモデル事業を実施及び検証する。

## (2) 多様な宿泊サービスの提供促進

### a) 「民泊サービスのあり方に関する検討会」における検討

2018 年（平成 30 年）6 月に施行する「住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）」に基づき、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度及び住宅宿泊管理業を営む者・住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度について、適切に運用することにより、健全な民泊サービスを普及させ、観光旅客の来訪及び滞在促進を図る。

### b) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）や株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設等への支援を行い、観光地（温泉街等）の再生及び活性化を図る。

### c) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。

### d) 宿泊施設における情報開示

2017 年度（平成 29 年度）に「観光産業革新検討会」においてとりまとめた最終報告書を踏まえ、旅館の集客力及び認知度の向上を図り訪日外国人旅行者に宿泊施設として選択してもらうため、訪日外国人旅行者が重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）の開示項目を調査及び選定し、宿泊施設の情報開示を実施する。

## 4 旅行業

地域に根差した体験・交流型旅行商品の造成促進、販路拡大のため、2018 年（平成 30 年）に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）」において創設された地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施等、国内外の旅行者が全国各地を訪れ、交流が促進される環境及び安心して滞在できる環境の整備に必要な措置を講ずる。

また、国家戦略特区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画及び提供の取組を拡大する。

## 5 観光地再生・活性化ファンド（仮称）

【再掲】第 IV 部第 1 章第 6 節 3（10）

## 6 通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理及び運用するとともに、当該データベースの活用により、全国通訳案内士等の活用及び情報発信に取り組む。

## 第 2 節 民泊サービスへの対応

### 1 民泊サービスのルールづくりに向けた検討

【再掲】第 IV 部第 2 章第 1 節 3（2） a

### 2 国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の

利用促進を図る。

### 第3節 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

#### 1 観光産業の担い手の3層構造による育成

##### (1) 観光経営を担う人材育成

観光産業をリードするトップレベルの経営人材を育成するため、2018年（平成30年）4月に観光MBAを開学した一橋大学及び京都大学の業界ニーズを踏まえた教育プログラムを引き続き開発するとともに、海外の高等教育機関との連携プログラムの開発やダブルディグリープログラム等の実施を支援する。また、ワーキンググループや広報及び啓蒙活動を通じて次年度の受講生募集を行うと共に、広く社会に観光MBAの重要性を訴求することで、経営人材の恒常的な育成拠点の構築を図る。

##### (2) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2017年度（平成29年度）までに実施してきた経営等に関する専門的な教育プログラムを磨き上げ、複数の地域大学へ水平展開を図るとともに、自立的かつ持続的なプログラム実施の仕組みづくりに向け、産学連携による協力体制の構築及び運営を支援する。また、既存の大学観光学部等のカリキュラム変革等に向け立ち上げた「産学連携による実務人材育成ワーキンググループ」の報告書に基づき、産学連携による実践授業の好事例や取組ノウハウの調査を実施し、その結果を産業界及び大学関係者へ発信する。

さらに、今後も更なる需要の増加が見込まれる、観光産業における即戦力となる実務人材を確保するため、就職後のミスマッチ解消に有効である先進的なインターンシップモデルの普及を図るとともに、宿泊施設のホスピタリティ向上のワークショップを開催し、実務人材の質の向上にも取り組む。また、「専門的・技術的分野における外国人材の受入に関するタスクフォース」の検討結果を踏まえ、外国人材活用のための環境整備等に取り組む。

加えて、観光分野も含め、専門職大学等（専門職短期大学・専門職学部・専門職学科を含む）の制度が創設されたことを踏まえ、開学に向け引き続き取組を行う。

##### (3) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

地域の観光産業を支え、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校と産業界、行政機関等からなる機動的な産学連携体制の整備を推進するとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の充実を図る。

#### 2 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」の在留資格の下で、関係府省が一体となって協議及び検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野を中心に、クールジャパン・インバウンド対応等に係る外国人材を受け入れる。

### 第4節 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

#### 1 旅館等に対する投資促進

##### (1) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

旅館、ホテル等宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援（Wi-Fi環境整備、多言語化対応等に係る整備事業に要する経費の1/3（上限100万円）を支援）を行い、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

##### (2) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第IV部第2章第1節3（2）b

## 2 宿泊産業事業者の人材育成

【再掲】第IV部第2章第3節1（1）（2）（3）

## 3 多様なニーズへの対応

【再掲】第IV部第2章第1節3（2）d

## 4 宿泊施設整備の促進

### （1）宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

【再掲】第IV部第2章第1節3（2）c

### （2）古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して、地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を実施する。

また、クラウドファンディング等を活用した古民家等の再生を促進するため、2017年（平成29年）12月に施行された「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）」にて創設された小規模不動産特定共同事業等の更なる活用を図り、不動産クラウドファンディングに係るガイドラインの策定等の個人投資家等が投資しやすい環境の整備、地域プラットフォームの開催、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用したモデル事業形成支援等を実施する。

## 5 海外LCC企業等の日本進出支援

日本貿易振興機構（JETRO）において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業（格安航空会社（LCC）、ホテル、ツアーオペレーター等）に対して、市場情報や日本企業とのビジネス機会の提供、地域の情報発信や企業招へい等地方公共団体との協働による誘致活動を通じて、日本への進出及び事業拡大を支援する。

## 6 宿泊施設のバリアフリー化促進

宿泊施設の共用部や客室のバリアフリー化を推進することにより、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進する。

## 第5節 世界水準のDMOの形成・育成

### 1 「日本版DMO登録制度」の登録法人に対する支援

日本版DMO登録制度を効果的に運用し、情報支援、人材支援及び財政支援を実施するとともに、優良事例の深掘り及び水平展開を推進し、全国的な取組水準の引上げを図ることで、世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成及び育成を加速させる。併せて、DMOの取組に対して、地域の多様かつ必要な関係者の意見の反映を確保するとともに、DMO間の適切な役割分担に基づく広域的な連携を促進する。

### 2 世界水準のDMOの形成に向けた支援の実施

#### （1）情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域のマネジメント及びマーケティングを行うためのツールである「DMOネット」により、各地域のDMOの業務効率化を支援するとともに、DMOの活動をサポートできる民間事業者及び専門知識を持つ人材とのマッチングや、DMO間の連携をより効率的に進める。また、日本政府観光局（JNTO）によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供により、インバウンド誘客に係る取組を支援する。

さらに、全国各地のDMO等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引き及び「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」による支援等を通じ、DMOをはじめとした地域の観光関係者によるビッグデータの活用及びそれに基づく戦略策定等の取組を促進する。

## (2) 人的支援

2016年度（平成28年度）及び2017年度（平成29年度）に策定したDMO的手法で観光地経営をするための人材を育成する基礎・応用プログラムを、民間において継続的に研修に活用できるよう、DMOネットに同プログラムを掲載し、DMOで働く人材が自主的に学ぶことができる環境整備を行う。

また、2016年度（平成28年度）及び2017年度（平成29年度）に策定したDMO人材を育成する基礎・応用プログラムの研修受講修了者を、受講科目、地域での実績等で整理をし、リストアップすることで、育成された人材の可視化を進め、育成した人材と地域とのマッチングの効率化を図る。

## (3) 財政金融支援

### a) 「地方創生推進交付金」による支援

「地方創生推進交付金」等を活用し、関係府省庁が連携して、組織の立ち上げ支援から、KPIの適切な設定やPDCAサイクルの確立等の自律的な運営を目指す取組まで、日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。

### b) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、瀬戸内7県の広域DMOが実施するインバウンド需要を取り込む事業に対し支援を行う。

また、観光をはじめとした地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、2017年（平成29年）7月に施行された「地域未来投資促進法<sup>1</sup>（平成19年法律第40号）」に基づき、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を総動員して重点的に支援する。

### c) 各DMO間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」により、各DMO間の適切な役割分担に基づき広域的に連携して行う、観光コンテンツの充実や受入環境整備、プロモーション等の取組に対する支援等、日本版DMOに対する総合的な支援を実施し、世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成・育成に向けた取組を加速させる。

### d) 政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

新たに観光産業を営む者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫による事業者が必要とする資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による日本版DMOの設立やその事業への資金面及び経営面での支援を実施する。

## 第6節 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

### 1 観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の安定的・継続的提供

#### (1) 政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

【再掲】第IV部第2章第1節3（2）b

#### (2) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第IV部第1章第6節3（10）

#### (3) 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）によるファンド組成終了後の支援体制の整備の検討

【再掲】第IV部第2章第5節2（3）d

<sup>1</sup> 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」

## 第7節 次世代の観光立国実現のための財源の検討

今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開するため、2019年（平成31年）1月7日より国際観光旅客税を徴収し、2018年度（平成30年度）予算ではCIQ体制の整備など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充当する。2019年度（平成31年度）予算以降は、硬直的な予算配分とならず、国際観光旅客税の税収を充当する具体的な施策・事業の毎年度の洗い替えが行えるよう、「観光戦略実行推進タスクフォース」において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。また、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

## 第8節 訪日プロモーションの戦略的高度化

### 1 オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの取組

#### （1）欧米豪に対するプロモーション

欧米豪へのプロモーションにおいては現地のコンサルティング会社を活用し、市場別のプロモーション戦略の精緻化や現地のトレンドを把握する。また、欧米豪からの旅行者の訪問地域、訪問時期や訴求コンテンツの一層の多様化を図るため、訴求性の高いアクティビティに関する情報発信や新規商品の造成のために、現地のPR会社を活用して積極的な働きかけを行う。

さらに、日本政府観光局（JNTO）において、欧州市場横断の統一クリエイティブやVR動画等の最新技術を活用し、欧州市場横断のプロモーションを実施することにより、訪日旅行のより一層の認知度向上を図る。

#### （2）質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

日本政府観光局（JNTO）において実施している、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとした「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」（2018年（平成30年）2月開始）について、引き続き世界的な広告会社やアドバイザーボードの知見を活用しつつ、対象地域を拡大するとともに、ビジュアル・コンテンツを一層充実させつつ、デジタル・マーケティングを活用することで、より効果の高いキャンペーン展開を図る。

また、海外主要局等、欧米豪において影響力のあるメディアを通じて、番組編成関係者等との人脈構築を進めつつ、日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を数多く発信する。また、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に数多く招請し、日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を体験してもらい、その映像を強力に発信する。

#### （3）地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する支援体制強化

2017年度（平成29年度）に日本政府観光局（JNTO）内に新設した「地域プロモーション連携室」が、地域との連携を強化し、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、訪日促進のマーケティングやプロモーションに関する研修会等を国内10箇所程度で開催するとともに、地域インバウンド促進ウェブサイトを通じ、国内の好事例や先行事例を紹介及び共有する。

#### （4）海外市場におけるDESTINATION・キャンペーンの実施

地方誘客をより一層促進するため、受入環境整備やプロモーションを自ら積極的に行っている地域と連携して、引き続き「東北」をDESTINATIONとする集中的なプロモーションを展開する。

#### （5）オリパラを活用した訪日プロモーション

##### a) オリパラ等を契機とした魅力の発信

##### ① ラグビーワールドカップを契機とした訪日プロモーション

ラグビーワールドカップ2019日本大会を契機とする訪日を促進すべく、重点市場以外を含

むラグビー強豪国を中心としたメディアの招請事業や一般消費者向けの情報発信等のプロモーションを、組織委員会をはじめ大会開催予定地の地方公共団体等と連携して強力に行う。

## ②文化プログラムの活用

【再掲】第IV部第1章第2節1(2)d

## ③メディア芸術に関する発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示及び上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。

## ④オリパラに向けた観光促進策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする訪日を促進すべく、大会に向けて徐々に高まる関心を生かして、各種メディア等を招請し、一般消費者向けの情報発信等を通じて訪日プロモーションを強力に行う。

## ⑤「Japan On-line Media Center」の充実強化

日本政府観光局(JNTO)が運営している、外国メディアが映像・画像を入手できる映像・画像ウェブサイト「Japan On-line Media Center」について、既存の映像・画像の著作権関係の整理を行うと共に、抜本的再構築を図る。

## ⑥ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

【再掲】第IV部第1章第11節6

## ⑦「beyond2020プログラム」の推進

2020年(平成32年)以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。「beyond2020プログラム」を通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、全ての人の当該文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込む。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて全国的な機運を醸成するため、更なる認証件数及び認証組織の拡大を図る。

## ⑧日本映画の振興

日本の魅力あるロケ地での映画製作や欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、さらにはアジアにおける日本映画の特集上映の実施等を通じ、日本映画のベテランから若手監督までの多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。また、2018年(平成30年)4月に独立した「国立映画アーカイブ」において、訪日外国人旅行者に対する多言語字幕による映画上映や所蔵作品のデジタル化による国内外への積極的配信、映画フィルムアーカイブの充実等を図り、観光にも資する我が国の映画文化振興のための拠点の機能を強化する。

## b) スポーツツーリズムの推進

各地域の「する」「みる」スポーツと、世界に誇る日本の文化芸術の魅力を掛け合わせて観光振興を図る「スポーツ文化ツーリズム」を各地に定着させるべく、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を開催し、当該事例を発信する。また、これまでの受賞取組を紹介するウェブサイトを多言語で整備する。

さらに、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業(観光産業及びスポーツ産業)等が一体となって、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行う、「長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプの誘致」、「通期・通年型のスポーツアクティビティの創出」等の活動に対し支援を行い、国内外からの交流人口拡大による持続的なまちづくり及び地域活性化の促進を図るとともに、好事例をウェブサイト等で広く発信する。

加えて、日本政府観光局(JNTO)のSNSやスマホアプリ等を活用し、日本で体験できる各種スポーツの情報(開催時期、場所等)を周辺の観光情報と併せて発信する。

## c) 日中韓三国による連携

今後の東京や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、日中韓3箇国



の政府観光局が連携し、現地事務所による「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを実施する。併せて、日中韓3箇国の旅行会社と連携して、3箇国周遊商品の開発・販売促進を行う。

## 2 大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、ラグビーワールドカップ2019日本大会（全国12会場で開催）やそのチームキャンプのほか、ワールドマスターズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けた準備を進めることにより、国内外からの誘客を図る。

## 3 欧米豪を中心とした訪日層の拡大

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局（JNTO）は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパンとビジットジャパンのプロモーションを一体的に行う「JAPAN WEEKEND」等を、アジア市場や欧米豪市場等で展開する。

## 4 日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト内の着地・体験型プログラムを紹介するページに、新たなツアー情報を逐次追加する。

## 5 スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

スポーツインバウンド拡大のために、地域、スポーツ関連団体等へコンテンツ創出意識の啓発を図るとともに、官民が連携して国内各地のスポーツツーリズムの魅力を発信し、誘客を図るプロモーションを展開する。

## 6 JNTOの機能強化

日本政府観光局（JNTO）において、タイ及びシンガポールにおける市場調査を行うことにより、各市場のニーズを把握するなど調査分析力の強化を図る。

また、JNTOにおいて、マーケティングやICTの専門人材の登用を更に進めるなど体制強化を行うとともに、2020年（平成32年）までの中期的視点で策定した国別戦略に基づき現地目線でのプロモーションを実施する。また、事業の実施にあたっては、成果管理と施策への反映を徹底する。

## 7 海外の旅行代理店販売員の人材育成支援

日本政府観光局（JNTO）において、海外の旅行代理店の販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのeラーニングによる支援を行う。

## 8 訪日外国人旅行者の満足度向上によるリピーターの拡大

中国人旅行者を対象に行っているウェブサイト上での訪日旅行に関する意見受付の対象国・地域を東アジア（韓国、台湾及び香港）に拡大するなど、リピーター拡大に向け、訪日外国人旅行者の満足度向上を図る取組を強化する。

# 第9節 インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

## 1 インターネットを活用した取組

日本政府観光局（JNTO）にDMP（データマネジメントプラットフォーム）を整備し、JNTOのウェブサイトやスマホアプリ等の利用状況や外部事業者等から収集したデータを蓄積するとともに、そのデータから潜在顧客の興味関心等を分析することで、訪日外国人旅行者の視点に立った高品質なコンテンツの効果的な情報発信や、デジタルマーケティングの本格化等、マーケティングの高度化を図る。

JNTOのウェブサイトやSNS等では十分に訴求できなかった外国人に対しても、インフルエン

サーとの関係構築を実施し、彼らの SNS 等により、親しみのわく表現で日本の魅力や訪日観光情報を発信する。

在外公館等においては、現地メディアによる日本の地方の魅力をはじめとする日本事情の配信や放映を、随時 SNS で再発信することにより、より広い層に拡散する。また、外務省 SNS が発信した地方の魅力等に関するコンテンツも再発信するとともに、地域の嗜好を踏まえつつ、ソーシャルメディアの特性を生かし、日本の文化、歴史、トレンド等の現地事情に合わせた多様な魅力の独自コンテンツも効果的に発信し、日本のファン層を拡大していく。外務省においては、在外公館がコンテンツを作成し、配信する際に利用できる素材を共有する。

## 2 欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとした旅行先としての日本のブランドイメージの確立

### (1) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

【再掲】第IV部第2章第8節1(2)

### (2) 富裕層向けの情報発信等の取組

富裕層の旅行需要の特性等を踏まえ、訪日プロモーション事業において欧米豪市場を中心とした富裕層に向けた以下の取組を実施する。

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、訪日ツアーの造成数の増加につなげる。また、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間 100 人招請し、ストーリー性のある日本の伝統及び文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談、意見交換等できる機会の拡大、国内関係者向けのセミナー等の開催を通じた受入環境の整備を促進する。

訪日富裕層旅行を PR するウェブサイトを立ち上げ、国内の富裕層向けのコンテンツについてストーリー性のある情報発信を行うことで、海外の富裕層取扱旅行社による商品造成を促進する。

## 3 在外公館や放送コンテンツ等の活用による日本の魅力の発信

### (1) 在外公館等の活用による親日層の開拓

#### a) ジャパン・ハウス等の活用

3都市(サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルス)のジャパン・ハウスにおいて、地域の魅力を含む日本の多様な魅力を「日本を旅行先として認知・意識していない層」を含む幅広い層に対して訴求することにより、親日層を開拓し、訪日需要を喚起する。このため、現地のニーズに対応した発信事業を企画及び実施する。2018年度(平成30年度)に開館するロンドンでは、開館後に、関係省庁や地方公共団体等が連携し、日本の文化体験や地域の魅力を発信するための企画及び情報提供を継続的に実施する。

#### b) 地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施策、地場産品、観光資源等を紹介するセミナーを、都内ホテル等において2018年度(平成30年度)内に2回程度開催する。また、駐日外交団が地方を訪問し、現地の文化体験や、観光資源・産業施設等を視察するツアーを2018年度(平成30年度)内に複数回実施する。

#### c) 地方の観光地としての魅力の発信

被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、海外の主要都市において、日本産飲食品、観光資源、産業(先端技術及び伝統工芸技術を含む)等をPRするプロモーション事業を2018年度(平成30年度)内に2回程度実施する。

#### d) 飯倉公館におけるレセプションの実施

飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体首長等と共催で、駐日外交団等を対象に、地方の特産品、観光地、地場産業、伝統芸能、伝統工芸等の魅力をPRするレセプションを2018年度

(平成 30 年度) 内に 4 回程度開催する。その機会に、地方と外国とのネットワーキング構築を支援する。

#### e) 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び独立行政法人国際交流基金 (JF) による文化事業によって、広範な文化芸術分野に関して公演や展示等を行い、日本の多様な魅力を海外に向けて発信することにより、諸外国の日本に対する興味・関心を高め、訪日需要を喚起する。特に、地方の魅力発信事業、日本の祭り関連事業、日本食紹介関連事業等を実施することにより、インバウンド観光促進に資する多様な魅力の対外発信を強化する。

また、日本政府観光局 (JNTO) と JF の本部及び海外事務所が連携し、JNTO の訪日プロモーション事業と JF の文化芸術交流、日本語教育並びに日本研究及び知的交流事業の機会を活用した連携事業を実施することにより、対日関心層の訪日旅行及び国際文化交流の促進を強化する。

さらに、革新する現代文化、伝統、価値観等「日本ブランド」を体現する各界の専門家を「日本ブランド発信事業」として海外に派遣し、講演やワークショップを通じて日本の魅力を発信する。さらに、日本の魅力に共感する外国人による報道、SNS 等を通じた情報の再発信を促し、波及効果を拡大することで、日本全体のブランド向上に資する。

### (2) 放送コンテンツの途上国等のテレビ局への提供

総務省、経済産業省、外務省、観光庁などの関係省庁等が連携して、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品及びサービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

### (3) 放送コンテンツ制作等による日本の魅力の PR

#### a) 株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) 等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) の出資により、海外現地において日本コンテンツ専用チャンネルや日本コンテンツ放映枠を確保し、観光情報等の日本の魅力を PR する事業に対して支援を実施する。また、引き続き、視聴可能国・地域の拡大に向けて支援に取り組む。

#### b) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構による支援

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT) を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。

#### c) NHK ワールド JAPAN による発信

「放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)」の規定に基づき、NHK にテレビ国際放送 (NHK ワールド JAPAN) の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

#### d) 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトによる日本国内の魅力ある地域産品等の情報発信

地方公共団体に「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用を促し、魅力ある地域産品の海外への販路開拓や対日投資を促進する。

#### e) 関係省庁連携による日本の各地域の魅力の発信

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省などの関係省庁等が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

#### **(4) 国内観光情報サイトの多言語化**

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」に掲載されるイベント情報等の英訳の精度を向上させると共に、その成果を踏まえて当該サイトの英語以外の多言語化（中国語及び韓国語）について実施の方策等を検討する。

#### **(5) 日本語教育の拡充による親日層の育成**

独立行政法人国際交流基金（JF）による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与する。また、ASEAN 諸国等への日本語パートナーズ派遣事業についても実施を継続する。

#### **(6) 海外日本庭園の再生**

日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、海外において実施する修復のモデル事業を通じて支援体制を構築し、庭園修復の本格展開を図る「海外日本庭園の再生プロジェクト」を進める。

### **4 風評被害を最小限に抑えるプロモーション**

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト等で正確な情報を発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。

### **5 観光分野における多国間枠組みへの貢献**

観光分野における国際機関等や多国間枠組みへの貢献として、UNWTO（国連世界観光機関）と協力し「持続可能な観光」をテーマに国際会議を日本で開催し、国内外の事例研究等を通じたUNWTO 加盟国・地域の政策水準の向上を図る。その際、開催都市と連携し、外国にとっても魅力的なテーマの設定、効果的な情報発信等当該機会を最大限に生かした会議となるよう工夫を凝らすとともに、国内地方都市での開催や地域関係者の参加を促進することなどにより、地域における国際相互交流も推進する。

### **6 2国間関係の強化による双方向交流の拡大**

ベトナム、ロシア等観光当局間で締結した覚書等に基づき、日本・ベトナム間の観光交流拡大に向け当局間の協議を進めるとともに、日本・ロシア双方において「食と観光週間」を開催するなど、観光分野における2国間関係の更なる強化を図る。

### **7 先住民族としてのアイヌ文化等の発信**

アイヌ文化復興等の取組の要である「民族共生象徴空間（以下、「象徴空間」という。）」の年間来場者数 100 万人の目標達成に向け、海外に向けたアイヌ文化等の情報発信や空港等におけるアイヌ工芸品の展示の充実を引き続き取り組むとともに、「民族共生象徴空間」の開業に向けてパンフレットやリーフレットを作成・配布するなど PR 活動等を強化し、地元機運の醸成を図る。

### **8 外国メディア招へいや在京外国メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信**

海外からの誘客にも資するよう、海外から招へいた外国メディア関係者に対する首都圏及び地方取材や、在京外国メディア記者向けプレスツアー等を通じて、外国メディアによる海外への日本の魅力発信を支援する。

### **9 旅客船・フェリーの観光利用促進のための効果的な情報発信**

訪日外国人旅行者向け英語版ウェブサイト「Scenic Japan from the Water（船で見る日本の絶景検索サイト）」において、旅客船・フェリーターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を提供するとともに、船上からの風光明媚な景色や多様なニーズに対応した宿泊機能等、旅客船・フェリーの魅力を積極的に発信し、掲載内容の充実を図る。

## 第10節 MICE 誘致の促進

### 1 MICE 誘致促進に向けた支援体制の構築

#### (1) 「MICE 推進関係府省連絡会議」の開催

政府横断的な MICE 連携組織「MICE 推進関係府省連絡会議」において、2017 年（平成 29 年）7 月に策定した「関係府省 MICE 支援アクションプラン中間とりまとめ」に基づき、更なる支援体制を強化すべく新たな関係府省の追加等に取り組むとともに、2018 年（平成 30 年）7 月までを目処に「関係府省 MICE 支援アクションプラン」（仮称）を策定する。

#### (2) ユニークベニューの利用促進

関係省庁と調整を進めた「関係府省所管のユニークベニュー活用が可能な施設」のリストを 2018 年（平成 30 年）12 月までに作成する。また、リスト化した公的施設の利用促進を目的とし、ユーザー目線の利用に係る相談等を一元的に受け付ける窓口を観光庁内に新設することで、ユーザーの意見・課題・問題点を収集し、施設を所管する関係省庁・関係施設等へ共有を行うことで、ユニークベニューとしての利便性向上（質の向上）を図る。

さらに、ユニークベニュー開発の核となるコンベンションビューローと幅広いステークホルダーによる協議会等の取組に対する支援を行うことで、地域の中で自律的かつ継続的にユニークベニュー利用促進が図られる体制を構築する。あわせて、会場・プログラムの効果的な演出手法等についても検討を行い、利活用の幅を広げることで、ユニークベニューを活用したイベント等の質の向上を図る。

#### (3) 会議施設等の整備に対する支援

グローバル企業のビジネス活動を支える「国際競争力強化施設」の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。

#### (4) 産業観光プログラムの充実

日本貿易振興機構（JETRO）は、MICE に合わせた地域産業の見学や体験、企業関係者との意見交換会、ファムトリップ等の産業観光事業の充実を図り、観光庁及び日本政府観光局（JNTO）が中心となって行う MICE 誘致による地域経済活性化に貢献する。特に地方での MICE 連携を強化し、JETRO が主催するファムトリップを複数回開催する。

#### (5) 日本学術会議と日本政府観光局（JNTO）の協力体制の構築

日本学術会議と日本政府観光局（JNTO）が引き続き協力し、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催を促進する。

#### (6) MICE 国際競争力の強化

関係業界・有識者との議論を踏まえ、今後の MICE 誘致・開催に係る更なる効果的な施策のあり方等について、2018 年（平成 30 年）7 月までに MICE 分野の目標設定も含めた「MICE 国際競争力強化委員会 最終とりまとめ」（仮称）として策定する。

#### (7) 官民横断組織の構築・活用

2018 年度（平成 30 年度）末までに官民が連携した横断組織として「ビジネスインバウンド協議会」（仮称）を立ち上げる。同協議会において、経済界・産業界と連携し、オールジャパンでの MICE 誘致・開催体制強化を図る。

#### (8) 関係府省庁等との連携による日本における社内会議等開催の促進

2017 年度（平成 29 年度）に作成したプロモーション動画等のツールキットを活用し、日本政府観光局（JNTO）や関係府省、経済団体等と連携して、主に JNTO 海外事務所がある国の海外企業等に対し、日本における社内会議開催や報奨旅行の実施促進に向けた PR を行う。

### **(9) MICE のレガシー調査**

2017 年度（平成 29 年度）に実施した MICE 開催実績に関する調査分析を踏まえ、MICE 全体の経済波及効果を 2018 年（平成 30 年）4 月に公表する。また、ビジネスイノベーションや社会貢献、若年層の国際交流促進等の MICE 開催に伴う経済波及効果以外の効果（レガシー）についての調査を行う。

### **(10) 人材育成協議会の開催**

2017 年度（平成 29 年度）に開催した「MICE 人材育成協議会」において抽出した、経験者人材の育成・確保や学生等への MICE 認知度向上等の課題の解決に向けて、日本政府観光局（JNTO）、MICE 業界団体等と連携しながら、引き続き「MICE 人材育成協議会」において議論を深め取組の具体化を図る。

### **(11) 産学連携の促進**

MICE 関係者の人材育成の仕組み構築のため、コンベンションビューローが実施する学生インターンシップの実態を調査し、実効性のある運用モデルのあり方を検証する。さらに、「産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業」において事業採択を受けた大学と連携し、MICE 社会人講座を開講する。

### **(12) コンベンションビューローの機能高度化支援**

グローバル MICE 都市のコンベンションビューローの更なる機能高度化のため、海外の学協会や地元主催者に対する提案力向上に向けて、海外のコンサルタントの視点・ノウハウを活用したトレーニング等を実施し、コンベンションビューローの地元主催者等に対する支援能力を強化する。

グローバル MICE 都市以外のコンベンションビューローの更なる機能高度化のため、海外のコンサルタントの視点・ノウハウを活用した MICE ブランドの構築や各都市の地域資源の分析に係るトレーニング等を通じ、コンベンションビューローのマーケティング力を強化する。

### **(13) インセンティブ旅行の誘致促進**

日本政府観光局（JNTO）は、インセンティブ旅行のターゲット別にプロモーションを設定・実施することにより、より明確にインセンティブ旅行のデスティネーションとしての日本の優位性・メリットを訴求する。また、海外からのインセンティブ旅行のベストプラクティスについて、表彰を行い国内外での周知を図る。

### **(14) 日本政府観光局（JNTO）によるグローバル・ネットワークの構築**

日本政府観光局（JNTO）は、アジア地域において、潜在的な MICE 主催者向けに、新たに MICE 全体を対象とした包括的なセミナーを実施することにより、その参加者である MICE 主催者、日本側 MICE 推進機関及び関連事業者に、効果的・効率的なビジネスマッチング等の機会を創出する。

### **(15) 国内外のステークホルダーへの働きかけ**

日本政府観光局（JNTO）は、日本の MICE 開催地としての更なる認知度向上を図るため、広告や見本市等あらゆる機会において、日本の MICE 統一ブランドを活用し、戦略的に MICE ブランディングキャンペーンを展開する。その際、これまでターゲットにしてきた国際会議（Convention）に加え、企業等の会議（Meeting）、報奨・研修旅行（Incentive Travel）もキャンペーンの対象として、更なるブランドコンセプトの浸透を図る。

### **(16) 国内外の関係団体との連携強化**

日本政府観光局（JNTO）は、国際的に有力な MICE 主催者との関係を構築し、開催地としての日本のプレゼンスを上げる観点から、ICCA（国際会議協会）、IAPCO（国際 PCO 協会）、MPI（MICE 専門家が加盟する国際非営利団体）等、MICE 国際団体のイベントへの積極的な参加や各団体のネットワークを活用した MICE ブランディングキャンペーンの展開等により、更なる関係強化を実践し、グローバル・ネットワークの拡充を図る。

### (17) MICE アンバサダー制度推進

日本政府観光局（JNTO）は、学術関係者、研究者等の、国際会議の誘致・開催に対する支援を拡充するために、アンバサダー制度を改善する。また、会議誘致に対する需要を喚起するために、アンバサダーによる各種啓発、広報活動を拡充するとともに、国際会議誘致・開催のベストプラクティスについて、表彰を行い国内外での周知を図る。

### (18) MICE 専門人材の育成

地方での国際会議開催を促進するために、地方公共団体やそのコンベンションビューローと連携し、地域の大学・研究機関等の国際会議主催者及び学協会事務局を対象とするセミナー等を実施し、国際会議誘致・開催の重要性の普及・啓発を行う。加えて、MICE 分野において国際的に通用する専門人材を育成するため、都市の司令塔となるコンベンションビューロー等に対し、初級・上級レベルの担当者を対象とした誘致活動のノウハウ等の提供による人材育成に取り組む。

### (19) 日本政府観光局（JNTO）のマーケティング機能の強化

日本政府観光局（JNTO）は、海外の MICE 専門家によるノウハウ及びデータベースを活用し、高度なマーケティング戦略を構築するための分析力等の強化を図る。また、地方公共団体やコンベンションビューロー等に対し、国際会議誘致における各種コンサルティングを実践する。

## 第 11 節 IR に係る法制上の措置の検討

第 196 回通常国会に提出した「特定複合観光施設区域整備法案」により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、世界最高水準のカジノ規制等によって IR に対する様々な懸念に万全の対策を講ずる。

今後、関係政省令等の整備や世界最高水準の規制の執行体制の整備等に着実に取り組み、政策効果を早期に発現させるとともに、依存症等の様々な懸念への万全の対策を的確に実施する。

## 第 12 節 ビザの戦略的緩和

訪日プロモーション事業の重点 20 箇国・地域で、訪日に際してビザが必要な主要重点国のうち、中国、フィリピン、インド及びロシアを中心に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。

## 第 13 節 訪日教育旅行の活性化

### 1 地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトによる受入側が配慮すべき訪日教育旅行のマッチングに資する事項等の情報共有や、観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の役割分担の明確化等について周知するなど、受入側の理解を促進する情報を発信することで、受入体制の整備促進を図る。

### 2 海外と地域をつなげる一元的な相談窓口の設置

日本政府観光局（JNTO）が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口により、海外の学校から国内地域の学校訪問の希望があった際には、そのニーズに合った地域（都道府県等）の窓口を紹介し、交流マッチングの促進を図る。

### 3 訪日教育旅行に対する理解の促進

一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。

また、スーパーグローバルハイスクールにおいて、帰国・外国人生徒（留学生も含む）を受け入れる。

さらに、アジアを中心とする訪日教育旅行の需要が高い市場において、日本政府観光局（JNTO）

による海外学校関係者等を対象としたセミナーの開催や日本各地への招請事業を実施することにより、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

加えて、JNTO のウェブサイトによる受入側が配慮すべき訪日教育旅行のマッチングに資する事項等の情報共有や、観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の役割分担の明確化等について周知するなど、受入側の理解を促進する情報を発信することで、受入体制の整備促進を図る。

#### 4 訪日教育旅行の地方への誘致

アジアを中心とする訪日教育旅行の需要が高い市場において、東北をはじめとする地方へ誘致すべく、日本政府観光局（JNTO）による海外学校関係者等を対象としたセミナーの開催や日本各地への招請事業を実施し、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

### 第14節 観光教育の充実

#### 1 観光・旅に関する教育の充実に向けた取組

子どもたちが日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる観光人材の育成に資する観光教育の充実を図るため、業界や地方公共団体、関係教育機関と連携し、2017年度（平成29年度）事業において構築した総合的な学習の時間等を想定したモデル授業の検証・普及を図る。

高等学校学習指導要領の必修教科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、各種会議等の場を通じて、その周知を行う。

#### 2 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

##### （1）「若旅★授業」の実施

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を通じて、若者の旅行促進と共にインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材の育成を図る。また、現在都内を中心に実施している「若旅★授業」の全国展開に向け、各地方運輸局、関係機関等と連携し環境整備を進めるとともに、授業内容に関しても事後アンケート結果の分析を踏まえ改善を図る。

##### （2）「道の駅」における大学連携

地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する大学連携の取組を拡大する。

### 第15節 若者のアウトバウンド活性化

#### 1 旅行費用軽減をはじめとする若年層の海外旅行促進

若者の海外旅行阻害要因、今後の活性化方策等について検討することを目的として設置された「若者のアウトバウンド活性化に関する検討会」の検討結果を踏まえ、具体的な取組を推進する。

#### 2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第IV部第2章第9節5

#### 3 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第IV部第2章第9節6

#### 4 旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築

日本人海外旅行者の安全性を確保するため、事件・事故等の緊急時に、災害情報や避難経路情報等の提供のほか、旅行者の安否確認を行う情報プラットフォームを構築する。これにより、観光庁、旅行業協会、旅行会社等の関係者が当該情報をリアルタイムで確認し、迅速な状況把握と効率的な対応を可能にする。



## 第3章 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

### 第1節 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

#### 1 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間 20 分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、引き続き以下の取組を実施する。

##### (1) バイオカートの導入

空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを成田空港等 17 空港で運用している。これらの空港における運用状況や未導入空港の状況を踏まえ、対象空港の拡大の必要性について検討する。

##### (2) プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速

空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）に関して、バイオカード等各種施策の効果等を踏まえ、必要性について検討する。

##### (3) 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする制度を導入しているところ、導入後の運用状況を検証しつつ、対象者の更なる拡大を目指す。その際、航空機の乗員についても自動化ゲートの対象とするべく所要の検討を行う。

##### (4) 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」を羽田空港の上陸審査場に先行導入したところ、2018 年度（平成 30 年度）には同空港の出国審査場に加え、成田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の出国・上陸審査場に本格導入し、日本人の出帰国いずれの手続においても利用できるよう必要な整備を進める。

##### (5) 個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討

空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、日本人の出帰国手続において導入する顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用するべくシステム改修等を進め、2019 年度（平成 31 年度）中の運用開始を目指す。

##### (6) 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港においては、出入国諸手続時間計測を一部で開始し、公開に向けた関係者との調整を進める。関西空港においては、出入国諸手続時間計測を既に開始し一部公開も行っているところ、計測精度の向上や公開方法の改善等を進める。また、両空港において関係省庁と連携し、出入国諸手続時間の公開に向け公開範囲や方法等の調整を進める。

#### 2 FAST TRAVEL の推進

空港における旅客手続の各段階（保安検査・チェックイン等）や各動線に最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現（FAST TRAVEL の推進）するため、航空イノベーション推進官民連絡会において関係者の協調と機運の醸成、技術進捗状況を共有するとともに、三大都市圏の空港や地方空港のモデルとなる空港を中心に関係者の連携体制を構築の上、空港別の目標・推進ビジョンを策定する。さらに、先行する空港においては設備導入を開始するなど、旅客動線の横断的な効率化や高度化を追求する。

### 3 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、ボディスキャナーについては、全国の主要空港への導入を当初計画より1年前倒し、ラグビーワールドカップ2019日本大会までの整備完了を目指し、2018年度（平成30年度）は仙台等の14空港に導入する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、その他の先進的な保安検査機器（爆発物自動検知機器等）の導入推進を図る。

### 4 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

### 5 税関検査場電子申告ゲートの整備

税関においては、入国旅客の迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、入国旅客の携帯品申告情報及び旅券情報の電子的提出を可能とする税関検査場電子申告ゲートやデジタルサイネージ（電子掲示板）等を導入するとともに、高性能X線検査装置の施設整備等を進める。税関検査場電子申告ゲートについては、一部空港で先行導入し、2019年度（平成31年度）以降、対象空港を拡大して本格導入を図る。

### 6 ファーストレーンの整備促進

国際会議の参加者や重要ビジネス旅客のファーストレーン利用促進を図るため、成田空港・関西空港にて国際会議要件の緩和等の対象範囲の拡大、運用時間の調整、その他のより効果的な方策のあり方について検討し、利用者の利便性向上に努める。

### 7 乗客予約記録の分析・活用の高度化

増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・入国管理局において、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）を電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。また、税関においては、出国旅客についてもPNRの報告を求めているところ、早期に電子的に取得すること等により、より一層効率的かつ効果的な検査の実施を推進する。

### 8 CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の実施（審査ブース端末の増設等）

増加する訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、空海港施設の拡張に伴う審査端末機器及びクルーズ船旅客の上陸審査対応用審査端末機器の増配備を進める。

### 9 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断することができる仕組みの導入を検討する。

### 10 上陸審査等の合理化（EDカード及び在留資格認定証明書の電子化）

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、EDカード<sup>2</sup>及び在留資格認定証明書の電子化を検討する。

<sup>2</sup> 外国人入国記録。外国人が上陸申請を行う際、入国審査官に対し提出する書類。

## 第2節 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

### 1 ポトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進

#### (1) 宿泊施設の整備の促進

【再掲】第IV部第1章第6節3(4)

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)c

【再掲】第IV部第2章第4節4(2)

#### (2) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について引き続き支援する。

また、容積率緩和制度も活用し、民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

### 2 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度(Park-PFI)の普及啓発等を通じ、地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進する。

### 3 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用促進を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。

### 4 会議施設等の整備や統一的な案内サイン、バリアフリー化等の整備への重点支援

#### (1) 会議施設等の整備に対する支援

【再掲】第IV部第2章第10節1(3)

#### (2) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

### 5 日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の推進

日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要を取り込むとともに、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京等の成り立ちや都市開発の変遷、未来図を一元的に体感できる場の創設に向けて、シティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の実現に向けた検討を推進する。

### 6 道路空間と観光の連携の推進

道路空間の再構築等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。

## 第3節 キャッシュレス環境の飛躍的改善

### 1 海外発行カード対応ATMの設置促進

3メガバンクの海外発行カード対応ATM(2020年(平成32年)までに全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3,000台)する方針)について、2018年(平成30年)中にその大半を設置するよう要請しており、2018年(平成30年)3月末時点で2,219台が設置された。引き続き、3メガバンクに対し着実な取組を促すとともに、適宜取組状況をフォローアップする。また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促す。

さらに、地方銀行にも、3メガバンクと同様に ATM 設置のニーズが高い場所に関するデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地への ATM の設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

加えて、海外発行カード対応 ATM 設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局（JNTO）のウェブサイト・アプリ等で提供する。

## 2 クレジットカード決済対応等の取組

### （1）クレジットカード決済端末の普及支援

2020 年（平成 32 年）までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のキャッシュレス決済対応」及び「100%のクレジットカード決済端末の IC 対応」を実現するため、キャッシュレス決済及び IC 対応端末導入の支援措置とともに、2018 年度（平成 30 年度）においては、未対応の施設等に対するキャッシュレス決済の普及活動を実施する。

### （2）「おもてなしプラットフォーム」の構築

訪日外国人旅行者の属性情報・行動履歴等を事業者間で活用することを可能にする「おもてなしプラットフォーム」を構築し、様々な事業者が訪日外国人旅行者から提供される情報を活用した高度で先進的なサービス、決済等を体験できる仕組みを 2020 年（平成 32 年）までに社会実装する。2018 年度（平成 30 年度）においては、「おもてなしプラットフォーム」のデータ連携の仕組みを改善し、周遊性が高く多様なデータ取得が見込める複数地域において訪日外国人の属性情報・行動履歴等のデータを収集することにより、訪日外国人旅行者のデータ蓄積を促進する。

### （3）クレジットカードに係るセキュリティ対策

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的とする「割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）」の 2018 年（平成 30 年）6 月の円滑な施行に向けて、加盟店及びクレジットカード会社におけるクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止といったセキュリティ対策の取組を推進する。また、クレジットカード取引に係る事業者等で構成されているクレジット取引セキュリティ対策協議会において、同年 3 月に改訂された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2018-」に基づく、関係事業者等のセキュリティ対策の取組を更に推進する。

### （4）スマートフォン決済等新たな決済手段の導入に向けた実証事業の実施

訪日外国人旅行者の決済手段の多様化に対応すべく、宿泊施設、商業施設、公共交通機関等においてスマートフォン決済や電子決済等の新たな決済手段の導入を促進する実証実験を地方公共団体等と連携して実施する。

## 第 4 節 通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

### 1 通信環境の飛躍的向上

#### （1）主要な観光・防災拠点における無料 Wi-Fi 環境の整備

災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災拠点等における Wi-Fi 環境について、2019 年度（平成 31 年度）までに約 3 万箇所の整備を推進する。

#### （2）災害用統一 SSID の周知・広報

災害用統一 SSID の利用等による携帯キャリア Wi-Fi やエリアオーナー Wi-Fi の無料開放・利用手続簡素化を促進するため、災害用統一 SSID 等の周知等を行う。

#### （3）シームレスな Wi-Fi 利用環境の実現

2017 年（平成 29 年）7 月に、20 万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスな Wi-Fi 接続を実現しており、今後利用手続の簡素化の取組について周知を行うとともに、訪日外国人旅行者に

分かりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」をウェブサイトやステッカー等の掲出物を通して普及・活用を図りつつ、特に近年急速に改善が進んでいる公共交通機関における無料公衆無線 LAN の整備状況の情報発信を強化する。

#### **(4) プリペイド SIM の販売促進等による通信環境全体の改善**

複数国からの国際便が乗り入れる空港や、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗において SIM 販売拠点の拡大に取り組むとともに、日本政府観光局 (JNTO) のウェブサイトを活用して、訪日外国人旅行者に対して最新の販売拠点の周知を図る。

また、移動中においても訪日外国人旅行者による情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、鉄道駅やバスターミナル等、観光案内所、観光拠点・情報交流施設及び宿泊施設に加えて、鉄道車両やバス車両等における訪日外国人旅行者が利用しやすい無料 Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、モバイル Wi-Fi ルーターの利用促進や、SIM カードのサービス展開の促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。

#### **(5) 新幹線トンネル内における携帯電話利用環境の整備**

2020 年 (平成 32 年) までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話を利用できるようにするため、経営状況の厳しい鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を行う場合には、「電波遮へい対策事業」の補助率の引き上げを行い、引き続き対策を強化する。

## **2 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組**

### **(1) 多言語音声翻訳システムの普及**

世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進めるため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、研究開発の一環としてクラウド型翻訳サービスプラットフォームを活用した大規模な社会実証の実施を通じて、雑音抑圧技術等の改良を実施する。また、「VoiceTra」等の多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大を目的として、訪日外国人旅行者が訪れる交通施設や観光案内所等を対象とした全国規模での実証実験を行う。さらに、「言語バリアフリー関係府省連絡会議」を通じて関係府省との連携を強化し、技術の更なる普及・利活用の促進を図る。

### **(2) IoT おもてなしクラウド事業の実施**

交通系 IC カードやスマートフォン等と共通クラウド基盤を連携・活用し、訪日外国人旅行者に対する言語等の個人の属性に応じた情報提供や施設への入場手続の簡素化等を可能とし、小売、交通及び宿泊等における利便性向上等に資する基盤の普及展開を行い、2020 年 (平成 32 年) までの社会実装に向けて、2018 年度 (平成 30 年度) は、共通クラウド基盤への情報の登録方法等、実運用に必要なプロセスを検証するとともに、多様なサービス提供者の参画・事業展開を推進する。

### **(3) 観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築**

様々なニーズに応じた観光アプリの作成等、観光分野等の地域における新たなサービス創出の基盤となるオープンデータを推進するため、地方公共団体職員の人材育成や民間ニーズとの調整・仲介を行う。

### **(4) IoT を活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援**

地方公共団体、民間企業、大学及び NPO 法人等からなる地域の主体が、観光客の周遊データを収集・分析して地域の観光振興策に活用するといった観光関連の取組等、地域の課題解決に資する IoT サービスの実証を通じて、そのリファレンス (参照) モデルを創出・展開するとともに、必要なルールの明確化を行う。

### **(5) サービスの質の「見える化」の取組**

「おもてなし規格認証」(2018 年 (平成 30 年) 3 月末時点で約 46,000 件の事業所が取得) について、広い業種業態の事業所に取得を促し、2020 年 (平成 32 年) までに 30 万件の認証取得を

目指す。2018年（平成30年）は認証制度運用開始後2年が経過することから、より事業者に活用される制度にするため必要な見直しを行う。また、グローバル化が続く世界情勢の下、国際標準化への対応を見据え、我が国のサービス事業者の生産性向上を推進するために、「おもてなし規格認証取得」を更に促進するとともに訪日外国人旅行者への本制度の周知を行っていく。

### 3 観光案内拠点の充実

訪日外国人旅行者を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局（JNTO）認定外国人観光案内所を2018年度（平成30年度）中に1,200箇所程度とすることを目指し、多様な業態への制度の周知を行う。また、地域の自然・文化体験等を魅力的に伝えることの重要性が高まっていることを踏まえ、VR機器等の整備を促進することで、高度な案内サービス提供を実現する。さらに、訪日外国人旅行者のFIT（個人旅行）化や地方部への誘客が進む中で、多言語翻訳システム機器の導入支援やAIを活用したチャットボット<sup>3</sup>の導入実証を実施し、きめ細やかな対応を実現する。あわせて、観光拠点の魅力を発信し、地域との交流を図る観光拠点情報・交流施設についても、整備を促進する。

また、「道の駅」について、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。

### 4 観光地の公衆トイレの洋式化

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上を促進する。

### 5 ムスリム対応の強化

ムスリムによる旅行市場規模は今後拡大が予想されているため、「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」に基づき、関係省庁で連携し、ムスリム旅行者が安心して地方部も含めて滞在・周遊するために不可欠な食や礼拝等における受入環境の整備をセミナーや研修等を通じて促進する。さらに、日本政府観光局（JNTO）のSNS等を通じたプロモーションを実施し、日本の魅力や受入環境の情報を発信する。

### 6 訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

国内外のサイクリストの誘客を図り、自転車の活用を推進するため、官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

### 7 「道の駅」の通信環境等の整備

ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を促進する。

### 8 受入環境向上に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望について、調査項目や手法の改善を図り、対面調査やSNS等を活用しながら、FIT（個人旅行）化する訪日外国人旅行者の最新の旅行ニーズに照らした調査・検証を実施し、現状把握及び具体的な解決策を検討する。

### 9 ICTを活用したスマートシティの推進

【再掲】第IV部第1章第8節8

### 10 地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

地域の公共及び民間の保有する観光情報のデータを利活用し、観光客が地域の生きた情報を基に自らのニーズにマッチした観光地を発見できる観光クラウドシステムを導入する。

<sup>3</sup> チャットボットとは、人からの問いかけに対し、自動応答するシステム等のことをいう。

## 11 持続可能な観光地域づくりに向けた対策の強化

観光地等の混雑情報の見える化や観光地におけるマナー啓発、健全な民泊サービスの普及等、持続可能な観光地域づくりに向けた対策を強化する。

### 第5節 多言語対応による情報発信

サービスの質を見える化する「おもてなし規格認証」の普及やITツール、ソフトウェア等の導入支援により、約10万件超の中小企業者による訪日外国人旅行者へのサービス充実、便性の向上及び会計処理業務の効率化等を通じた生産性向上を実現する。

### 第6節 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

#### 1 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

訪日外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、関係地方公共団体へ働きかけながら、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入医療機関」(約1,260箇所)を更に充実する。

また、基幹となる「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入体制の裾野拡大を推進し、受入環境の更なる充実を目指す。

さらに、その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。

#### 2 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、日本全国どこでもスムーズに「訪日外国人旅行者受入医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト・アプリ、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」、ガイドブック等を活用し、宿泊施設、観光案内所及び地方公共団体等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。特に、医療機関情報が少ない観光案内所に対して JNTO のウェブサイト等の活用を積極的に働きかける。

#### 3 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるように、厚生労働省等と連携し、訪日前及び訪日後の様々な段階をとらえ、保険加入の注意喚起や訪日旅行保険のPRを実施するとともに、地方公共団体等と連携し、医療機関の決済環境等の受入体制整備の実証実験を実施する。

### 第7節 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境

#### 1 交番等における訪日外国人旅行者対応の強化

5都府県警察において外国語による対応が可能な警察職員を配置した外国語対応モデル交番の運用を既に行っているところ、引き続き、訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。

また、遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、我が国の警察制度・警察活動に関する情報を訪日外国人旅行者が容易に入手できる環境の整備等に努める。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催前や開催中に首都直下地震等の大規模災害が発生することも想定し、平時より、海外や国内に対し、適切な情報発信を行うことが重要であり、大会の開催を支えるため、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して平時から容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」の機能向上やコンテンツの充実を図る。

加えて、国土交通省ウェブサイトにおいて、雨の状況、川の水位及びカメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報」について、2018年度(平成30年度)出水期までに、英語での

配信を実施する。

あわせて、全都道府県警察において、110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人とを交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用を努める。

また、消防庁において、各消防本部が、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応体制の整備を、2020年（平成32年）までに、全ての消防本部で導入するよう促進する。

## 2 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

救急隊が外国人傷病者等を救急搬送する際に、円滑なコミュニケーションができるよう救急隊向けに開発した多言語音声翻訳システム「救急ボイストラ」の全国の消防本部での活用状況を調査し、活用が進むような改善を加えて、2020年（平成32年）までに導入率を60%に引き上げる。

また、訪日外国人旅行者が円滑に救急サービスが受けられるよう消防本部に対して、イラストや文字を指差すことで意思を伝えることが可能なコミュニケーションボード等の活用を促進する。

## 3 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

7言語版を作成した「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、訪日外国人旅行者に対して幅広い広報を推進するとともに、全国の728消防本部に対し、活用状況調査を実施する。

また、「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、熱中症の説明や予防法等発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、訪日外国人旅行者等に対してウェブサイトやメディア等で熱中症等関連情報を順次発信する。さらに、観光庁が提供する外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」によりプッシュ型の熱中症の注意喚起を行う。

## 4 気象情報の外国語での提供

訪日外国人旅行者の安心・安全で円滑な移動・滞在を可能とするため、新たに作成された気象用語等の多言語辞書について、気象庁ウェブサイトで提供することや「気象ビジネス推進コンソーシアム」のセミナー等での周知を通じて民間事業者における利用を促進し、ウェブサイトやアプリ等を通じた多言語での気象情報提供の拡大を図る。

## 5 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

地域での受入体制の整備として、観光・宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や地方公共団体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を活用した訪日外国人旅行者を対象とした災害時対応マニュアル先行例の全国周知を図る。また、訪日外国人旅行者への直接的・迅速な情報提供として、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の災害情報を他のアプリでも提供できる仕組みを構築する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、官民が相互に連携・協働し、交通、道路、飲食・宿泊、小売分野における多言語対応の強化・推進のための受入環境の整備に取り組む。

## 6 災害時の避難受入施設に関する体制強化

ホテル及び旅館を災害時の避難受入施設として位置づけ、災害時に宿泊施設の提供が迅速に行える体制の整備を図るため、日本旅館協会等と地方公共団体との間の宿泊施設に関する協定の締結を促すとともに、都道府県境を越える被災者受入の事例について情報の共有・紹介を実施する。

## 7 感染症対策の着実な実施

新型インフルエンザ、SARS、エボラ、MERS等により、発生国の経済面・観光面における甚大な影響が発生したことを教訓とし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭に、国家の危機管理の観点から、訪日外国人旅行者が安心して訪日できる環境を整備するため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」で決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に



関する基本計画」(2016年(平成28年)2月9日)に基づき、検疫所等関係機関における訓練の実施による対処能力の向上等といった国内の体制の強化を行い、感染症対策を着実に推進する。

## 8 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、都道府県及び政令市に設置されている消費生活センターのほか、各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制を強化する。

さらに、独立行政法人国民生活センターにおいて、2018年(平成30年)中に、訪日外国人旅行者向けの電話相談窓口を設置し、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局(JNTO)等の関係機関の協力を得つつ、多言語での情報提供を行う。

## 9 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

英語を併記した規制標識「一時停止」等、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を更新に合わせて順次整備する。

## 10 プッシュ型の洪水情報の配信の推進

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切な情報提供に努めるよう運用を図る。

## 11 訪日外国人のレンタカー利用時における利便性の向上

スムーズな貸渡手続の実現のため、国際定期旅客便の就航する空港において、貸渡窓口担当職員向けの外国語研修等を実施するとともに、訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。さらに、訪日外国人がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、関係機関等と連携しつつ、利便性の向上を図る。

# 第8節 「地方創生回廊」の完備

## 1 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

### (1) ジャパン・レールパスの日本到着後購入可能化に向けた実証実験の開始

国内販売箇所を大幅に拡大(2018年(平成30年)3月以降、従来の16駅・空港から55駅・空港に拡大)した「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、更なる販売箇所の拡大、インターネットの活用等、訪日外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する。また、多様なニーズに対応するため、「ジャパン・レールパス」の多様化も促進する。

### (2) 観光地へのアクセス交通の充実等による地方への人の流れの創出

2017年度(平成29年度)の取組を踏まえつつ共通乗車船券等の造成と併せ、その販売に際しては訪日外国人旅行者のニーズに即した外国語による効果的な情報発信やプロモーションを行うほか、訪日外国人旅行者にとっても使いやすい地域公共交通の実現を促進し、観光地周辺での交通の充実を図る。

訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進するため、2018年(平成30年)4月に発売された関東地方の鉄道・バスの企画乗車券のような鉄道・バスを利用し地方の魅力的な国立公園等の観光資源を広く周遊できる訪日外国人旅行者向けの企画乗車券の造成・販売や、関東地方における訪日外国人旅行者向けのICカードの導入を促進する。

さらに、新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等との調整により、日本政府観光局(JNTO)が実施している外国人観光案内所としての上位の認定の取得、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウ

ンターの設置、新幹線全駅における無料 Wi-Fi サービスの提供開始等を促進する。

加えて、多様な交通モードを選択可能で利用しやすい環境を創出し、人と物の流れや地域の活性化を促進するため、集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PA を活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進・整備等により、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を引き続き図るとともに、2018年度（平成30年度）は、ETC2.0 の位置データ等を活用した高速バス運行支援システム等について、「バスタ新宿」を中心に社会実装を目指す。

### （3）道路利用者に分かりやすい道案内の実現

#### a) 高速道路ナンバリングの検討

訪日外国人旅行者をはじめ、全ての利用者に分かりやすい道案内を実現するため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」を導入し、ナンバリング対応標識の2020年（平成32年）概成に向け、全国の高速道路等において整備を推進する。

#### b) 道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実を図る。

また、先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点については、点検の結果改善が必要とされた標識の改善完了に向け、整備を推進する。

さらに、道路案内標識と国土地理院が作成予定の英語版地図（25,000分の1等）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関との調整を実施する。

#### c) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、標識の改善を全国的に推進する。

### （4）規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

観光利用に特化した航路において旅客船事業の規制を弾力的に運用する「船旅活性化モデル地区」制度（2018年（平成30年）3月までに18地区を指定）を2018年度（平成30年度）も継続し、引き続き、新たな観光航路の運航に係る実証等を支援し、観光振興に資する旅客船事業の柔軟な運用方策のあり方について検討を行う。

また、国家戦略特区内において、自家用有償観光旅客等運送事業を活用し、過疎地域等での観光客を中心とした運送需要に対応する取組を進める。

## 2 鉄道の観光資源としての魅力発信

日本政府観光局（JNTO）の、全国の観光列車が持つ魅力を紹介するポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大等の掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

## 3 訪日外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

急増する訪日外国人旅行者のレンタカー利用による事故を踏まえ、外国人レンタカー利用の多い空港周辺から出発するレンタカーを対象に、ETC2.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所を特定し、ピンポイント事故対策を講ずる。

## 4 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実

高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、乗降自由な訪日外国人旅行者向け周遊定額バス等の企画割引について、利用状況の分析等を行い、充実を図る。

## 5 「道の駅」を核とした地域振興

### (1) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において、地産地消の促進・小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

### (2) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物及び地域の特色を生かして開発された6次産業化商品の販売を促進する。

### (3) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。

### (4) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装の推進

「道の駅」等を拠点とする自動運転実証実験について内容を拡充し、ビジネスモデルの構築のための長期間の実験を中心に実施する。

### (5) 観光案内拠点の充実

「道の駅」について、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。

### (6) 「道の駅」の通信環境等の整備

【再掲】第IV部第3章第4節7

### (7) 「道の駅」におけるインバウンド対応に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者のFIT（個人旅行）化が進み、地方を訪れる訪日外国人旅行者が増加する中で、レンタカーで地方を自由に旅行する個人訪日外国人旅行者への対応が急務となっていることを踏まえ、「道の駅」を、個人訪日外国人旅行者のニーズに適切に対応しつつ、地域内の観光地等への誘客を促進する「地域のゲートウェイ」とするべく、現状訪日外国人旅行者の利用が見込まれる「道の駅」を対象に、インバウンド対応についての調査を実施することで、現状を把握し、今後の対策を検討する。

## 6 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

2018年度（平成30年度）より各地域の風景及び観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始し、「走る広告塔」として活用する。交付にあたっては寄付金を募集し、対象地域の交通サービスの改善、観光振興等に活用する。

## 7 北海道において観光列車を運行させる外部事業者を公募するための仕組みの検討

北海道には豊富な観光資源があり、これらを活用した新たな観光列車の運行が期待されていることから、北海道において魅力ある多様な観光列車を運行させるため、意欲のある外部事業者を国内外から広く公募する仕組みを検討する。

## 8 ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

【再掲】第IV部第1章第9節3

## 第9節 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

### 1 複数空港の一体運営の推進

地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において、複数空

港の一体運営（コンセッション等）を推進しており、2018年度（平成30年度）は募集要項等の公表、第1次審査、競争的対話等を実施する。その他の国管理空港については、福岡空港、熊本空港及び広島空港においても、運営の民間委託に向けた手続を進める。

## 2 地方空港の着陸料軽減

全国27の訪日誘客支援空港等の地方空港に対して、関係省庁と連携し、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援等の新規就航・増便への支援、ボーディングブリッジやCIQ施設の整備等の旅客受入環境の高度化への支援等を実施し、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進する。

## 3 首都圏空港の容量拡大

首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の第3滑走路の整備等により、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の発着容量年間約100万回の実現を目指す。具体的には、羽田空港については、飛行経路の見直し等により、2020年（平成32年）までに発着容量を約4万回拡大するため、必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音・落下物対策等を着実に進めるとともに、引き続き説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行う。拡大される発着容量は、訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や国際競争力の強化に資する日本発の直行需要が高い路線への活用を主眼とし、路線の選定作業に着手する。さらに、民間事業者と協力して、ターミナルビルの拡充に取り組む。成田空港については、2020年（平成32年）までの高速離脱誘導路の整備等による発着容量約4万回拡大に加え、2018年（平成30年）3月の地元合意に基づき、騒音・落下物対策や「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号）」による周辺地域の施設整備の促進を行いつつ、第3滑走路の整備や夜間飛行制限の緩和等の更なる機能強化を進め、年間発着枠を50万回に拡大する。

## 4 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

ビジネスジェットの受入環境の改善を図るため、羽田空港においては、駐機スポット増設に向けた整備を進めつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時のビジネスジェット需要に適切に対応するため、成田空港における暫定駐機場の整備や周辺空港を含めた受入環境の確保に向けた議論を進める。

## 5 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進

### （1）操縦士・整備士の養成・確保

増大する航空需要を支える我が国の操縦士の養成・確保を図り、更なる訪日外国人旅行者数の増加等に対応するため、産官学の関係者で連携しつつ、操縦士自社養成の促進、無利子貸与型奨学金事業等による民間操縦士養成機関の供給能力拡充、航空大学の2018年度（平成30年度）からの養成規模拡大（72名→108名）に対応した取組を実施する。また、ポータルサイト等の情報発信ツールの充実による航空を志望する若年者の裾野拡大等、操縦士・整備士の養成・確保のための対策を実施する。

### （2）出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

【再掲】第IV部第3章第1節4

### （3）空港地上支援業務の省力化・自動化

空港地上支援業務の労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2018年度（平成30年度）には、運用効率や安全性を確認するためのシミュレーションに着手するとともに、空港の制限区域内においてランプバス自動走行の実証実験を実施し、実装に向けた課題の抽出を行う。

## 6 新規誘致に係る日本政府観光局（JNTO）の協働プロモーション支援

日本政府観光局（JNTO）が訪日誘客支援空港の関係地方公共団体等と連携しながら国際航空見本市に参加し、海外の航空会社に対し新規就航及び増便を積極的に働きかけるとともに、新規就航及び増便を行う航空会社を対象に販促支援等を行う。

## 7 空港におけるおもてなし環境・賑わいの創出

空港における日本文化、観光資源のPR等のおもてなし環境及び賑わいの創出を積極的に推進する。

## 8 LCCターミナル等の整備

関西空港においては、民間により空港運営しており、運営権者において、FAST TRAVEL 推進のため、国際線エリアの保安検査場にスマートセキュリティを導入するなど、民間の創意工夫を生かした機能強化を図る。

また、中部空港については、LCCの新規就航及び増便に対応するためLCC専用ターミナル(2019年度（平成31年度）上期供用開始予定）の整備を進める。

さらに、航空需要が急速に拡大する中、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港・那覇空港の滑走路増設事業、新千歳空港・那覇空港のCIQ施設を含めたターミナル地域再編事業等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

## 9 高速バス・LCC等の利用促進

訪日外国人旅行者等向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」のコンテンツの拡充及び更新を実施するとともに、引き続きPR等を実施し、訪日外国人旅行者等が低廉な交通サービスとして高速バスを利用しやすい環境の整備を促進する。

## 10 海外LCC企業等の日本進出支援

【再掲】第IV部第2章第4節5

## 11 空港アクセスの利便性向上

首都圏空港のアクセスについて、羽田空港においては、深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、広報及びPRの強化に取り組むなど、深夜早朝時間帯のアクセス改善を図る。成田空港においては、空港アクセスに係る事業者横断的な課題を「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」等を通じ、引き続き検討及び協議し、深夜時間における鉄道及びバスの運行拡充等空港アクセスの更なる利便性向上に向けた取組を進める。那覇空港については、空港アクセスの利便性向上に向け、観光客の増加による駐車場の容量不足や構内道路における混雑に対応する取組を進める。

また、運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる国家戦略特区内の空港を発着地とする空港アクセスバス事業の導入により、今後更なる増加が予想される観光及びビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。

さらに、北海道観光の最大の玄関口である新千歳空港のアクセス鉄道（快速エアポート）について、車内のWi-Fi環境整備と新千歳空港駅の改修等により、訪日外国人旅行者向けサービスの改善を図る。加えて、運行本数の増加による輸送力の増強等、利便性向上のための方策を検討する。

## 12 コンセッション方式等の活用の推進

訪日外国人旅行者の増加等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。また、公共施設にコンセッション方式を活用することにより、観光資源の開発及び利用者の満足度向上を図り、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を視野に入れた取組を推進する。

## 13 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2030年（平成42年）の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に向け、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編（上下分離）を2025年（平成37年）までに段階的

に実施する。

## 第10節 クルーズ船受入の更なる拡充

### 1 「北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に」の実現に向けた取組

2017年（平成29年）の訪日クルーズ旅客数は253.3万人、我が国港湾への寄港回数は2,765回となり、いずれも過去最高を記録した。引き続き「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人、日本の各地をカジュアルからラグジュアリーまで幅広く対応したクルーズデスティネーションに」の目標実現に向け、以下の取組を推進する。

#### （1）クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増加及び大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱・防舷材、ドルフィン・棧橋等の整備を推進する。また、クルーズ船社からの日本各地への寄港に係る相談をクルーズコンタクト窓口で随時受け付け、寄港可能な港湾とのマッチングを図るなどの取組によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。さらに、増大する訪日外国人旅行者の円滑な移動、快適な滞在等を実現するために、クルーズ船が寄港するターミナル等において、多言語対応、トイレの設備及びWi-Fi環境の充実といった旅客上屋の改修、大型テント及び屋根付き通路の設置等、受入環境整備を推進する。

#### （2）世界に誇る国際クルーズの拠点形成

旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進するため、「国際旅客船拠点形成港湾」に指定した6港及び「官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾」に追加指定した鹿児島港において、必要な岸壁整備等を進める。また、クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱・防舷材、ドルフィン・棧橋等の整備を推進する。さらに、国際クルーズの拠点において、旅客動線の見直しや、CIQスペースの充実、監視カメラによる不審者の抽出等、ストレスフリーで快適な乗下船と高度なセキュリティの両立（SMOOTH VOYAGE）に取り組む。

#### （3）国内クルーズ周遊ルートの開拓及びラグジュアリークルーズ商品の造成の促進

より多くの人に船及び海の楽しさを知ってもらうため、「海と日本プロジェクト」の一環として推進する「C to Sea プロジェクト」において、官民一体で新しいコンセプトクルーズ事業の創出に向けた具体策の検討を行う。また、2017年度（平成29年度）に実施した実証実験の検証結果を受け、サービス内容の改善を図るなど商品開発に取り組む。

さらに、瀬戸内海や南西諸島を巡るクルーズ周遊ルートの開拓及び日本全国でラグジュアリーからカジュアルまで様々なクラスのクルーズ船の就航を促進するため、防舷材・係船柱の整備、商談会の開催等ハード及びソフト両面の取組によりクルーズ船受入の更なる拡充を推進する。

#### （4）クルーズ旅客による地域製品の消費拡大・クルーズ船の受入環境の向上

港湾管理者が指定する港湾協力団体によるクルーズ船歓迎イベントや清掃活動等により、クルーズ船受入の更なる拡充を推進する。また、港湾情報提供施設の活用や、「みなとオアシス」を核としたみなとまちづくりを推進し、クルーズ旅客に対し地域製品の提供及び港の賑わいを創出する。さらに、旅客の満足度向上や地域の経済効果を最大化する観点から、旅客の動向等を把握するとともに、港周辺の歴史・文化、ビーチ・スポーツ体験、景観、自然環境、魚食等の観光資源を発掘し、磨き上げを行う。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における宿泊施設の供給を十分に確保する一つの方策として、クルーズ船をホテルとして活用するために必要な法令等の手続を整理し、必要となる事項をガイドラインとしてとりまとめ、2018年度（平成30年度）内を目処に公表する。

#### （5）寄港地の全国展開に向けたプロモーション

全国津々浦々でクルーズ船受入を促進するため、「全国クルーズ活性化会議」を活用し、寄港実

績の少ない港湾を中心にクルーズ船社との商談会を実施するとともに、各地のクルーズ船受入のベストプラクティスを共有する。また、寄港地における観光プログラムの構築や観光ガイドの育成を推進するなど、港湾と観光が一体となったプロモーションを充実させる。

さらに、フライ&クルーズによる ASEAN（東南アジア諸国連合）からの訪日外国人旅行者の増加を図るため、日本政府観光局（JNTO）とも連携し、ASEAN 諸国（インドネシア等）において、現地旅行会社を対象としたセミナー及び商談会を開催するとともに、クルーズ関連情報を AJTP（Asean Japan Transport Partnership）のウェブサイトに掲載する。

## 第 11 節 公共交通利用環境の革新

### 1 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

#### （1）主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化

九州新幹線について、2018 年度（平成 30 年度）中に海外からのインターネット予約を可能とし、全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とする。既に海外インターネット予約が可能な新幹線についても、対応言語及び対象国・地域の拡大等利便性の向上を図る。また、全国の在来線特急についても、海外インターネット予約を可能とする。さらに、将来、予約ページの共通化を図ることとし、そのための検討を開始するとともに、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス化を推進する。

加えて、訪日外国人旅行者等向け高速バス情報サイト「Japan Bus-Gateway」のコンテンツの拡充及び更新を実施するとともに、引き続き PR 等を実施し、訪日外国人旅行者等が低廉な交通サービスとして高速バスを利用しやすい環境の整備を促進する。

#### （2）全国の公共交通機関を網羅した経路検索に係る協議

交通事業者と経路検索事業者との間で簡易にデータの受渡しが可能となる共通フォーマットの普及促進を図るとともに、交通事業者のデータ入力等に係る負担軽減の方策を講ずることで、経路検索に必要な情報の整備を促進する。

#### （3）都市交通ナンバリングの充実

訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、観光地までの移動円滑化等を図るため、首都圏、中京圏、近畿圏等で導入が進んでいる鉄道駅のナンバリングについて、2018 年度（平成 30 年度）は JR 九州の福岡・北九州エリアにおいて導入するなど、他の都市部及び地方部においても展開を進め、更なる訪日外国人旅行者の利便性の向上を図る。

また、全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、「バス系統ナンバリング検討会」においてナンバリングの導入及び改善に必要な具体的な検討を行い、2018 年（平成 30 年）今夏を目処に事業者や地方公共団体等関係者向けのガイドラインを策定し公表する。策定後は、様々な機会をとらえて事業者や地方公共団体等関係者へ周知を図る。

#### （4）世界水準のタクシーサービスの充実

##### a) スマホアプリによる配車等の導入促進

日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人旅行者が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。また、外国語対応ドライバーの採用及び育成や多言語対応タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語及び決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港及び主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場及び入構レーンの設置等により、利用環境の向上を図る。

##### b) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に UD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行う。

### c) プライベートリムジンの導入に向けた検討

訪日外国人旅行者等をターゲットにしたプライベートリムジンの全国展開に向けた認定基準の策定を行う。

## 2 手ぶら観光の推進

手ぶら観光カウンターは2017年度（平成29年度）末に222箇所で開催されているところ、更なる充実に向け、空港、鉄道駅、宿泊施設、商業施設等へのカウンターの設置を促進する。また、日本政府観光局（JNTO）、民間事業者と連携し、ウェブサイト、SNS、アプリ等を活用した手ぶら観光の情報発信を行う。さらに、手ぶら観光サービスのICT化等による利用しやすい快適なサービス環境の実現を図り、訪日外国人旅行者の利用を約10万個／月（2017年（平成29年））から、約13万個／月（2018年（平成30年））に拡大する。

加えて、手ぶら観光サービスの更なる充実に向け、免税品の海外直送サービスが可能な国際手ぶら観光カウンターの設置を促進する。

## 3 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

相互利用可能な交通系ICカードが利用できない都道府県を2020年度（平成32年度）までにゼロとするため、地域の実情に合わせて複数の交通事業者間で共有される「片利用共通接続システム」の導入について地域の関係者間の調整を行い、取組の推進を図る。

## 4 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

### （1）貸切バス事業者の営業区域の弾力化措置に係る検討

増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況及び事故状況等の実態把握を行い、制度の恒久化について検討する。

### （2）軽井沢スキーバス事故を踏まえた徹底的な再発防止策の検討・実施

軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策である「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施するとともに、その実施状況等のフォローアップを行う。

## 5 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

旅行者目線で公共交通利用環境を刷新し、世界水準の交通サービスを実現するため、Wi-Fi環境及び決済環境の整備、多言語対応の促進、トイレの洋式化、周遊バスの整備、バリアフリー化、乗換利便性の向上等の取組を推進するとともに、スマートフォン等による運行情報等の情報提供の充実等を図るためにオープンデータ化を推進する。

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）」により拡充された「外国人旅客利便増進措置」の円滑な施行に向けた準備を進め、施行後は円滑な運用により公共交通事業者の計画的なインバウンド対応に係る取組を促進する。

## 6 新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが多く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービスについて、全ての新幹線で2018年度（平成30年度）中にサービスを開始するとともに、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充する。また、新幹線車両等のトイレの洋式化及び大型荷物置き場の設置を促進する。

## 7 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動、利用交通機関等の実態が把握可能なデータ（FF-Data）を整備し、地方公共団体等に提供することで、交通環境等の整備を促進する。



## 8 世界に誇るサイクリング環境の創出

国内外からの観光旅客の来訪促進、観光地の魅力の増進及びその他の地域の活性化のため、自転車の分解等を行わずにそのまま列車内に持ち込むことができるサイクルトレインの普及を推進する。

また、国内外のサイクリストの誘客を図り、自転車の活用を推進するため、官民が連携した走行環境の整備、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

## 第12節 休暇改革

2016年（平成28年）の年次有給休暇取得率は49.4%であるが、2020年（平成32年）までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

### 1 働き方・休み方改革の推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務づけること等を内容とする法案について、早期の成立を図る。

また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター及びリーフレットの作成、駅貼り広告、インターネットバナー広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行う。

さらに、地域において、引き続き、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

### 2 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日を分散するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図る。また、これらの取組を官民一体となって推進するための取組を進める。

さらに、学校休業日の分散化に対する各地方公共団体の取組状況等を踏まえ、宿泊業界及び旅行業界と意見交換を行い、家族が宿泊する際に人数に関わらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。

加えて、各地域の学校休業日の設定状況も踏まえ、学校休業日に合わせた年次有給休暇の取得が促進されるよう、産業界に強く働きかける。

あわせて、国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

### 3 「海の日」を活用した観光需要拡大

「海の日」等の祝日3連休制度の活用や休暇取得の分散化による観光需要の拡大を図るため、祝日の意義について国民の理解を深めるべく周知強化を図るとともに、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」等の場において、祝日及び休日に関係する旅行商品の充実に向け、官民一体となった取組を推進する。また、休暇の取得しやすい社会となるよう関係省庁と連携して取り組む。

## 第13節 オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

### 1 「ユニバーサルデザイン2020」のとりまとめ

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、都、区等と連携して重点整備区間のバリアフリー化を推進する。

また、アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅について、国際パラリンピック委員会（IPC）が承認した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設、大型化、ホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

さらに、交通事業者向け接遇ガイドラインを踏まえ、交通事業者向け研修プログラムを作成し、

周知することで交通事業者の行う研修について充実を図る。

## 2 ユニバーサルデザインの街づくり

### (1) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進することを目的に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会」等の実現に向け、全国において更にバリアフリー化を推進するための各種措置を含んだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の成立を受け、施行に向けた準備を進める。

### (2) 道路におけるバリアフリー化の推進

全国の主要な鉄道駅及び観光地周辺における道路について、市町村のユニバーサルデザイン化の状況を公表するとともに、道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場及び観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、都、区等と連携して重点整備区間の整備を実施する。

さらに、交通結節点整備に合わせて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。

加えて、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のバリアフリー化を重点支援する。

### (3) 道路案内標識改善の推進

東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県道路標識適正化委員会において、各都県内を対象に策定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、大会までの標識の改善完了に向け、施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。

### (4) 多機能トイレの正しい利用の推進

多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー向上に向けて、公共交通事業者、障害者団体等と連携しながら、多機能トイレの利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを活用したキャンペーンを実施するとともに、「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー向上を啓発するなど、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。

### (5) 観光地のバリアフリー評価指標の普及

2018年度（平成30年度）は、観光地のバリアフリー評価指標の普及及び一元的な情報提供の実現に向け、情報提供を行うためのガイドライン作成等の取組を行う。

### (6) 鉄道におけるバリアフリー化の推進

「鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議」のとりまとめを踏まえ、利用時の待ち時間の縮減等、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。

また、アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅について、国際パラリンピック委員会（IPC）が承認した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設、大型化、ホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

### (7) 自動車におけるバリアフリー化の推進

#### a) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス及びタクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に空港アクセスバス（リフト付きバス等）及びUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行う。

#### **b) 図柄入りナンバープレート制度の活用**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの普及を促進するとともに、同ナンバープレートの寄付金を活用したUD(ユニバーサルデザイン)タクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進及び利便性向上を図る。

#### **(8) 空港におけるバリアフリー化の推進**

航空旅客ターミナル施設のバリアフリーに関するガイドラインの改定に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。

#### **(9) 空港におけるバリアフリー対策の強化**

航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間の移動について、円滑な移動経路が確保されるよう取組を推進する。

### **3 「心のバリアフリー」**

高齢者、障害者等の旅行の利便性向上を目的に、福祉的側面に加え経済活性化に資する多様なユニバーサルツアーの造成を推進するため、有識者及び障害当事者による会議体において、現状のツアー商品の検証を行うとともに、モデル事業により新規事業の造成及びその恒常化に向けた実証を行う。また、宿泊施設における客室、共用部のバリアフリー状況の情報発信について、その表記の方法及び普及方法を有識者、障害当事者、宿泊業界団体等による会議体において検討し、2018年度(平成30年度)内にマニュアルとして公開する。

さらに、交通事業者向け接遇ガイドラインを踏まえ、交通事業者向け研修プログラムを作成し、周知することで交通事業者の行う研修について充実を図る。

### **4 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進**

ユニバーサル社会の構築に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を当面の目標とし、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境整備を推進する。

### **5 障害者の芸術・文化活動支援**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害者の芸術文化活動の支援を通じて、国内外の障害者が創作した優れた作品の紹介等日本の魅力を高めるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が表現活動や芸術鑑賞を楽しみ、また優れた才能を生かして活躍することができる環境を整備する。